

第11回平成19年9月定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成19年9月18日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時10分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

本日も早朝から大変ご苦労さんでございます。早速始めたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進めたいと思います。

9月14日に引き続き一般質問を続行します。

それでは2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畠山伸枝議員。

2番(畠山伸枝) おはようございます。日本共産党の畠山伸枝です。

通告に従いまして、ただいまより2点質問をさせていただきます。

1つはデジタル化でテレビ難民を生まない万全の策を。もう1つは保育料の算定見直しで安心保育をということで、2点についてお尋ねします。

まず最初に、政府は2011年7月24日までに現在のテレビ、アナログ放送を終了し、デジタル放送に完全移行するという計画を進めていますが、それには大きく分けて4つの問題があると私は考えております。

まず第1に、電子情報技術産業協会というところが3月に発表しました11年アナログテレビ残存数予測で、1,400万台以上残るとこのように予測しております。4年後の2011年のデジタルテレビの普及台数予測が6,105万台。デジタル対応チューナー、これは今のテレビにチューナーを取りつけるわけですけれども、または録画機などとの組み合わせが2,115万台で合わせて8,220万台。政府が言う1億台には及びません。アナログテレビ、今のテレビが1,428万台残るとこのように予想しているのです。政府が言うデジタル受信機の1億台普及、5,000万世帯への普及は根拠がずれています。つまり、これだけのテレビが映らなくなるということです。

次に、難視聴地域の問題です。

共同受信施設をデジタル対応につくりかえなければなりません。これまで50世帯程度であればNHKが半額負担し、残りを町や村と受益者が負担するという制度がありましたが、10世帯ぐらいの小さな集落は全額を自己負担しなければなりません。地デジ放送を始めているケーブルテレビに加入する方法もあります。旧加悦町では解決をするということですが、特に難視聴地域の多い野田川、旧野田川町では加入することはできません。

現在共同視聴アンテナの施設が8カ所、これは野田川に7カ所と岩滝にも1カ所ありますが、府や町の補助金をいただいたところや全額自己負担のところさまざまで、特に全額自己負担が多いようです。これらのアンテナをデジタル対応にしなければ、テレビを見ることができません。そこに住む人々に負担がかかります。特に難視聴地域の多い旧野田川町では不安が広がっております。

また、年金生活のお年寄りや低所得の人たちにとって10数万円のテレビに買い替えることは大変な負担になります。大抵の人はテレビを買い替えるのは今のテレビが故障したとき、このよ

うに答えています。また、当面の間購入する予定がないという人たちを合計すると6割にも上るとい調査があります。近年の格差と貧困の広がりの中で、これらの人たちはテレビを見ることさえできなくなります。

最後に地方の放送局の問題があります。

福岡の局で60億円、離島を抱える長崎や鹿児島では70億から80億円とも言われるデジタル投資が強いられます。そのため経営は苦しく、地方局の合併やキー局への吸収・再編も取りざたされています。地域の暮らしに役立つ地方局の公共的な役割を果たせるのかどうか、これも問題です。

このような不完全状態のままでの完全移行は許されるものではありません。そもそも一体何のためのデジタル化なのでしょう。デジタル放送推進協会では、高画質・高音質のほか字幕放送・解説放送の標準装備、電波の有効利用など高齢者や障害者へのサービスや災害などの情報提供の充実を掲げております。しかし一方で、経済的な理由でデジタルテレビに買い換えることができないテレビ難民が相当の数に上ることも指摘をされています。庶民に重い負担を押しつけ、地方に住む人たちからテレビからの情報を取り上げる結果になります。その上、このままアナログ放送を停波すれば今使えるテレビの1割以上を無理やり廃棄物にすることになります。環境問題から考えても重大な問題だと思います。

政府の目標の達成は極めて困難だとして、日本共産党は国会でアナログ停波計画の再検討を再三求めてきております。そこで、当町におきましても国に次のことを要求するべきだと思います。

1つ、デジタル放送を受信できる条件が整うまでアナログ放送打ち切りをしないこと。低所得者や高齢者へのチューナーやアンテナを無料で提供すること、またはデジタル対応テレビに買い換えるときは補助金を出すこと。3、山間部や僻地にある自治体への負担をかけないように、共同受信施設をデジタル対応に切りかえるための費用は国が負担すること。以上のことを、近隣のほかの自治体とも協力して政府に要求をしていただきたいし、当然するべきだと考えますがいかがでしょうか。町長のご見解を求めます。

次に、保育料の算定見直しで安心保育をでございます。

保育料の問題につきましては、今までに野村議員からも指摘しております。私も述べてまいりました。野村議員の質問には生活実態を見て研究をしたいと答えておられます。特に、住民税非課税世帯と課税世帯との著しい差については、どうしても納得のできるものではありません。住民税課税であっても所得税は非課税という世帯については、特別の配慮がいるのではないかと考えております。前にも言いましたが、3歳児未満から4歳児以上までどの年齢のところを見ても1万円もの差があるのです。

次に、通告では住民税と書きましたがそこは所得税の間違いでありまして、住民税を1万7,000円以上と書いてありますが、所得税を1万7,000円以上払っている階層は大変小刻みな値上げになっております。ここも1万7,000円と書いてありますが税源移譲の関係で金額が2万円以上となっておりますので、訂正をさせていただきます。また4歳児以上では、この高い層のところでは1,000円ずつ上がるという小刻みな値上げになっております。また第4階層は1、2と分けるなど、細かい配慮のある対応ができております。所得の多い部分での配慮がある割には低いところでの配慮がない、こう言えるのではないのでしょうか。

住民税課税の段階でもっときめ細かく、宮津市はきめ細かくしているわけですが、宮津市の例も参考にされて、よくご存じのほうでございます。どうか設定を細かく、配慮のある設定にしていきたいこのように考えております。住民税が課税であっても所得税がかかっていない家庭が同じであるということは、同じであってはならないと思います。もっと低所得の世帯の身になって保育料を決めるべきだと思います。もっと配慮がいただきたいこのように考えております。

保育料は国の基準の85%程度で設定されているようにお聞きしましたが、決定の権限は地方分権とのかかわりの中に、何年も前から市町村に移されているはずで、もっと自由に町の実情に合わせて決めていただきたいと思っております。この不況の中で若い世帯の子育てが大変です。子供の医療費の無料化や学童保育の充実など、さまざまな取り組みをしてこられました。福祉のまちづくり、子育て支援を柱にしておられる太田町制のあり方から見ても、当然見直し・改善をすべきであると考えますがいかがでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたしまして、第1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

一般質問の、デジタル化でテレビ難民を生まぬ策をという畠山議員からの1番目のご質問でございますが、まず国の動きでございますが、アナログ放送の終了とデジタル放送への完全移行をスムーズに実現するために、地方公共団体などの関係団体や関係事業所等との緊密な協力関係を構築して、総合的・計画的に取り組んでいくことが不可欠であるということから、総務大臣を本部長とする地上デジタル放送総合対策本部を今月6日に設置され、新聞等でも報道されていましたが、この初会合の中で、各自治体と連携を取り最後の1戸まで地上デジタル放送を十分に利用できる対策を整えたいと総務大臣が述べられ、デジタル放送完全移行を実現するために総力を挙げて取り組むこととされております。アナログテレビ放送終了まで、残すところ4年を切っているわけでございますが、今後とも注視しながら、与謝野町の住民の皆さんのために京都府や他市町村と連携を取って、声を大にして言うべきことがあれば言い、連携・協調して取り組まなければならないというふうに考えております。

ご質問の、国に要求すべきであるとお考えの1点目の、地上デジタル放送を受信できる条件が整うまでアナログ放送を打ち切らないことについてでございますが、アナログテレビ放送の終了については、平成13年の電波法改正により、アナログ周波数変更対策に国費を充てるための要件として、アナログテレビ放送による周波数の使用を10年以内に停止することとされました。これを踏まえまして、その使用期限を平成23年7月24日と法令で規定されたものでございます。

現在の与謝野町のデジタル放送における状況でございますが、宮津中継局で9月3日未明からNHK総合とNHK教育テレビで試験放送が開始され、現在ごらんのアナログ放送と同じ番組がデジタル試験放送で開始されております。また民放各社も10月上旬にはデジタル試験放送を開始するというふうに聞いており、11月1日からNHK、民放各社とも本放送を開始する予定となっております。野田川中継局におきましては、来年以降順次デジタル化に向けた改修が予定さ

れているところでございます。

与謝野町エリアの2つのデジタル中継局については、民放放送事業者等の事業努力により整備が行われることになっておりますので、デジタル放送における送信側の対策については条件が整うことになっております。今年度からようやくデジタル放送の送信体制が与謝野町エリアで整ってきますので、今後は住民の皆さんの受信体制の整備を行っていく必要があるというふうに思います。現時点では、その状況等をしっかり把握しながら期限内に着実に受信体制が整うよう努め、国や京都府とも連携をとっていききたいというふうに考えております。

2点目の、低所得者や高齢者に地デジ対策チューナーやアンテナを無料で配布、または、地上デジタル対応テレビを購入する場合に補助金を出すことについてでございます。

この点につきましては、自己負担が原則でございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。地上デジタル放送に切りかえるに当たりましては、それ相当額の地デジ対応テレビとかチューナーの機器購入等が必要でありますので、個々のご家庭で計画的な買い換えをお願いしたいというふうに思います。

しかし、ことし3月末の総務省の調べによりますと、地上デジタル放送の世帯カバー率が85%に対して、受信機の普及率は27.8%と低い状況でございます。こうした状況を踏まえ情報通信審議会が国に答申した内容に、受信機の普及率を進めるために2年以内に5,000円以下の簡易なチューナーが入手できるような環境整備が望まれるという内容や、受信機器購入に対する支援として、経済的な理由によりテレビが視聴できなくなることが見込まれる世帯に対する支援の具体策について、国は平成20年夏までに検討して公表などの内容が盛り込まれております。答申を受けた国等の今後の対策が待たれる状況であり、連携をとっていききたいというふうに考えております。

第3番目の、山間部や僻地にある自治体への負担をかけないよう、共同受信アンテナ施設を改修する費用は国が負担することという件についてでございますが、与謝野町内にあります共同受信アンテナ施設等につきましても地上デジタル放送に対応した改修を行うことが必要であります。現時点における国の補助制度につきましては、有線共聴施設改修の場合、国が3分の1、町が3分の1、個人負担が3分の1で、既にこの内容で全国的に整備が進められているところでございまして、今後内容を変更することは困難であるというふうに考えております。しかし個人負担分につきましては、加悦地域の有線テレビの地上デジタル化改修をすべて公費で行いますので、共聴受信アンテナ施設の利用者等についても、与謝野町として一定の努力をしていく必要があるかというふうに考えております。

次に2番目の保育料の算定見直しについて、見直して安心保育をのご質問でございますが、保育料につきましては、国の徴収基準額は7階層で3歳未満と3歳以上の児童に区分されておりますが、与謝野町では9段階として3歳未満、3歳、4歳以上の児童に区分しております。

第1階層の生活保護世帯は無料、第2階層の市町村民税非課税世帯については3歳未満が月額9,000円、3歳以上が月額6,000円で国の基準額どおりとしております。第3階層の市町村民税課税世帯については3歳未満が月額1万9,000円、3歳以上が月額1万6,000円で国の基準より500円低い料金となっておりますが、非課税世帯と比べそれぞれ1万円のアップでございます。また第4階層以上の所得税課税世帯につきましても国より低い料

金として、第4階層並びに第5階層は、それぞれ階層を2つに区分して保護者の負担軽減を図っております。保育料が最も高いのは第7階層でございます。3歳未満が6万円、3歳が3万5,000円、4歳以上が3万1,000円となっております。

ご質問の趣旨は、第4階層以上の3歳未満については1階層上昇することに5,000円から1万円の範囲、また3歳以上についても1,000円から6,000円の範囲でアップしていることと比較し、所得税が課税されていない第2階層並びに第3階層の保育料の差が大きいということで見直しを求められているわけでございますが、本年6月定例会の一般質問におきまして野村議員から同様のご質問がございまして、当地方の厳しい財政状況の中で生活実態を見て改正の余地がないか改めて検討してもよいのではないかというふうにお答えをいたしました。

また、本年は定率減税の完全廃止と所得税から住民税への税源の移譲が行われ、国の保育料徴収基準額につきましても階層区分の所得税の範囲が改正されることとなります。新基準は20年6月以降の保育料から適用されることとなりますが、その際に町の徴収基準額の全体についても検討することとしております。

以上、畠山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） はい、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

地デジ対策の件ですけれども、ただいまの答弁ですと2011年ではなくて少し延びたというふうにお聞きしたんですけれども、これが2014年ですか、まで延びるという理解でよろしいんでしょうか。それと、ちょっとこの新聞で発表されているのと終了の年数が合わないというふうに今お聞きしておったんですけれども、平成13年に10年以内だから23年ということは同じですか、とにかくそういうことで、それ以内にできるかどうかということがただいま大きな問題になっているわけなんですよ。

ついこの間9月14日のことですけれども、総務省が13日発表したということですが、この2011年7月に今使っているアナログテレビ放送を停止して地上デジタル放送に完全移行する時点で、デジタル放送の電波が届かない世帯が30万から60万世帯程度になるというふうに総務省が発表しているわけなんです。先ほど私が最初に言いましたのは電子情報技術産業協会ですけれども、今度は総務省がこういう発表をしている。ということは、政府が進める地上デジタル化計画の破綻をみずから認めたもの、こういうこととなります。これは重大だと私は考えております。やはり、どの地域にもこのデジタル波が行き届くまでは強行するべきではない、このことを強く求めていただきたいと思います。

2つ目に、テレビの買い換えなりチューナーなりをつけなければ映らないわけなんですけれども、これは家庭での問題ですね。これを家庭で計画的にやってほしいというただいまの町長の答弁だったわけですが、ということは今ではやりの自己責任ということであって、自分で責任持ちなさいよと、生活保護をもらっているおうちや5万から6万円の低い年金で暮らしているお年寄りも、自分で1,000円ずつでもためて買いなさいよというふうに聞こえるんですけれども、そういう考えでしょうか。

また2年以内に5,000円以内のチューナーをとということですが、これをぜひとも実現してもらえれば5,000円で済むわけですが、テレビが古くなっていたらいろいろとふ

ぐあいも出てくるのではないかと心配しているわけです。ですから、実際にそういう補助をしている国もあるわけですので、ぜひともこれもどんどん言っていくべきだということを申し上げます。

海外を見ますと、イギリスやドイツやフランスでは3年から7年かけて段階的に終了し、またチューナー購入を補助したり購入費用を補助したり、低所得者や高齢者へはチューナーやアンテナを無料で提供しているのがイギリス。このように、このような策も講じられているということです。日本は経済大国のはずです。今本当に貧富の差が拡大しております。ぜひともこれを強く求めていただきたい。町で全部補助せよと言っているわけではありません。

それから3つ目ですけれども、国や府の補助制度があるという今のお話でした。国が3分の1、府が3分の1、個人が3分の1。この個人を町として何とか努力をしたいというふうにお聞きしたんですけれども、実際にその8カ所の難視聴地域ですけれども、お聞きしたところによりますと、この補助をもらっているところは向陽台住宅周辺この1カ所だけで、ほかのところは皆全額自己負担でやっておられるようです。岩滝でも弓木地区に68世帯そういう地域があるんですけれども、ここもお聞きしましたら補助金は一切もらっていない、全部自己負担でやったというふうに役員の方が言っておられました。ただ1カ所だけ岩屋の施設があるところですね、夢織だとか虹ヶ丘だとか、その施設があるところだけは町が全額を負担をされた。施設の関係でそうなんだと思いますけれども。大方は全額自己負担でやってこられているわけです。

これをまた自己負担でやるのかという話になるわけですが、調べてみましたら、町でいろいろと考えているので先走らないようにというか、弓木の方が勝手にしないようにという言い方がおかしいんですけれどもそういう感じのお返事でした。当然デジタル対応するための費用とかかかるわけですが、費用についても余りにもまだ早過ぎるので、ちょっと金額はわからないのもう少し待ってくれというようなことですので、これはこれで町でいろいろと8カ所もありますので考えていただきたいと思います。

次に保育料の算定の見直しの件ですけれども、国が7段階を与謝野町は9段階に細かくしてあるというただいまのお話だったんですけれども、宮津市の場合は生活保護の方も入れて11段階に区切っておられます。そして、住民税が課税である中を市町村民税均等割の額のみの方と、これは所得税なしですね、あと所得税の額ありの段階と2つに分けておられます。この対応が私は欲しいと思うわけですね。金額的にはやや宮津市が安いんですけれども、それほど大違いするわけではありません。ただ、一番低い住民税のみのところでは3歳未満が与謝野町が9,000円に対して宮津市は7,200円。これは多分まだ変わっていないと思います。ここで大きな差がありまして、最高のところは与謝野町が6万円に対して宮津市は5万9,800円。200円しか差はないんですけれど、低所得のところではちょっと大きな差があるなと思ってこの表を見せていただきました。

私が言いたいのは、町長も言われましたけれどもこの住民税課税だけでも所得税のかかっていない層、そこの違いをきちっと出していただきたい。そのことを重ねてお願いをしたいと思います。答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） まず1点目の期限でございますけれども、使用期限を平成23年、つまり2011年ということでございます。ということをご理解をいただきたいと思ひます。

そして2点目の、送信体制が整ってあとは受信体制ということでございますけれども、それにつきましても先ほど来出ておりますように、情報通信審議会が国に対して意見を申し上げております。その中身が、先ほど申し上げました2年以内に5,000円以下の簡易なチューナーが入手できるようなそういう環境整備を望むということと、もう1点経済的な理由によりテレビを視聴できなくなることが見込まれるそうした世帯に対する支援の具体的な策について、国は平成20年度夏までに検討して公表しなさいというような内容のことが盛り込まれております。これを受けた国の方も今後対策をしていくということでございますので、そうした動向を見ながら、また国に対してもそうしたことを申し上げていきたいなというふうには思っております。

5月の18日でしたけれども、頑張る地方応援ということでの総務省の方たちとの懇談会がございました。その中でも各市町村長からもこのデジタル放送についての要望も出ておりましたし、機会あるごとに、できるだけこうした問題については国の責任で行っていただくように今後についても要望していきたいというふうには思っております。

それから3点目の難視聴という地域に対する有線共聴、そうした施設の改修につきまして、与謝野町の場合は、先ほども申し上げましたが加悦町がCATVということで、これはこの地域については地上デジタル化も改修をすべて公費で行いますので、そことの他地域との格差がどうしても出てまいりますので、国そして町、個人負担という3分の1ずつの配分につきましても、これは考えていく必要があるというふうには思っておりますし、できるだけ、どういう形になるかは別にいたしまして、余り差のないような形で財政的にも可能なのかどうかその辺の見通しを持った上で、一定の努力をさせていただきたいというふうには考えております。

それから保育料の算定見直しのことですけれども、今宮津市さんの例を挙げておっしゃいましたけれども、先ほども申し上げましたように20年の6月以降に保育料が新基準で見直しをされますので、その際に町の方もいろいろな近隣の市町等の中身も見させていただき中で、よりよい基準額になるような全体を見直してまいりたいというふうには思っております。

以上で、簡単ですけれども答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまの答弁ですけれども、国の方でも頑張る地方ですか、この地方応援の集まりの中でもそういう話をされたということですので、これからは支援の具体的な策をつくるに当たって、言える場所があったらどんどん言っていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思ひます。

それと保育料の関係ですけれども、平成20年ということは来年に見直しをされるということだと思いますので、ぜひとも周りの自治体のことを研究はされていると思ひますけれども十分比べて、遜色のないこれぞ与謝野町と言えるような料金体系にさせていただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） これで、畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

次に4番、廣野安樹議員の一般質問を許します。

4番、廣野安樹議員。

4 番（廣野安樹） それでは議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして、私は大きな項目といたしまして道路問題、そしてプラント4のことにつきましてお尋ねをしていきたいと思ひます。簡潔にお尋ねをいたしますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

道路は地域の活性化に欠かすことのできない大切な道路でございます。道路の整備をされることにより車の流れ、また人の流れが大きく変わることは皆さんご存じのとおりでございます。高速道路の問題で町長に質問を行うのは筋違いかと思ひますが、先ほど丹後天橋立大江山国定公園が平成19年8月3日指定され、全国で17年ぶり新しくコンセプトの国定公園として誕生いたしました。知事も参加をされ、式典が大江山の鬼の里で盛大に開催をされました。

国定公園の式典には与謝野町の町長であります太田町長また糸井議長、私も産建の委員長として、それから商工会長さん、それから観光協会の会長さん、それぞれ地域の観光に関する方々が参加をされ、その後研修会があり、その研修会には舞鶴市、福知山市、京丹後市、宮津市、与謝野町また伊根町からもパネラーとして参加をされておりました。本町からパネラーとして岩屋の雲岩祭りの実行委員長であります半田さん、そして大内峠保勝会の堀口会長さんが参加をされました。それぞれ地域でその観光に対する町おこし、また事業に対する取り組みなど大きな苦勞のあることを発表されておりましたし、いろいろな課題がある中で取り組んでおられる発表があったわけでございますが。

私そのときに一番感じましたのが、舞鶴地域の方で発表されました野山を守るために非常にみんなで頑張っておるんだという中で、全滅になるような草花がある。そうした草花を守るために日夜努力をいたしておるんだというようなことで、その体験を話しておられる中で、来られた方がそういった珍しい植物や何かはみんな持って帰ろうとされる。そうしたことを注意するとピッケルで殴られたというような、本当に危ないような体験話もされておりました。そうしたこの地域の観光を守るために大勢の方がたくさん頑張っておられるなということを感じてまいったわけでございますが、この地域も多くの方々がそうした研修会に参加され、パネラーの皆さんのところも観光の名所としてさらに入り込み客が増加すると予想されます。そうした方々の道路網として、京都縦貫道の早期の整備は欠かすことのできない大きな課題であります。

私は8月11日、盆前でございますが、朝9時45分ごろ京都縦貫道宮津天橋立インターから小浜方面に向かって乗りました。反対車線の対向車は京都縦貫道の終点で降りる車両が大渋滞をしておりました。これはまさに、ETCの整備のおくれで丹後に来ていただいた方々多くの方に大変迷惑をかけている。このような状況では国定公園になって丹後に来られた方々に、宮津節にもありますように「2度と行くまい丹後の宮津 しまの財布が空となる」という歌の文句があるわけでございますが、こうした2度と行くまいというような悪いイメージをなくすためにも、一日も早くETCの設置が求められています。

昨年11月14日、15日、太田町長初め糸井議長、担当課長も同席で近畿地方整備局、国土交通省、財務省に要望活動を行っておられます。この目的はもちろん野田川改修を初め野田川加悦線道路建設促進で行かれたことは存じておりますが、丹後地域の発展に欠かすことのできない道路整備の中に、京都縦貫道宮津天橋立インターのETCの設置は欠かすことのできない重要な課題であり、要望をそのときされたと思ひますが、まだまだこの地域ではETCの設置車両のパークセンタージは低いと思ひますが、阪神地域ではもう既に50%を超えておるということを伺っ

ております。今後さらに設置車両は増加すると思います。

先日、京都縦貫道を走ってみますとE T Cのついた車が通勤ラッシュのときは50%割引の500円のところが250円で通れることを見てまいりました。町長はこのE T Cの設置問題をどのように考えておられるのか、またどのような状況か、早期に設置の要望を求めるが、町長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

この道路問題につきまして2点目に、この宮津天橋立インターから現在建設中の仮称、野田川岩滝インターまでの完成はまたいつごろになるのか。開通によって与謝野町は大きく変わります。14日に一般質問で森本議員から野田川駅の名称に対し質問をされました。私は仮称、野田川岩滝インターの名称をどのように決められるのか、名称はその地域の発展にも大きく関係をしていくことと思います。与謝野町の発展と活性化に対し重要なことであり町長の力量にかかると思いますが、町長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

それから高速道路につきまして3つ目には、石田住民22名から道路変更要望が出ておった件につきまして現在どのようになっているのか。区と住民との話し合いは十分できているのか。府や町はこの方々との調整は区に一任をされているのか、町長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

道路問題4点目といたしまして、仮称、野田川岩滝インターからアクセス道路として石田橋の改修はできず使用いたしております。石田区画整備事業で府道の改修からでもまず先に取り組むべきと思いますが、今後の状況はどのようになるのかお伺いしておきたいと思います。

それから5点目でございますが、3点目、4点目にも関係してくることでございますが京丹後市へ通じる工事、仮称、野田川岩滝インターから仮称、大宮までの工事、近くのいわゆる鳥取豊岡、宮津の規格道路はいつごろに着工されるのか、お伺いしておきたいと思います。

それから道路問題で6点目に、石田区から14項目の要望が町の方より府の方に提出をされております。回答されたとお聞きしておりますが、この件について詳細にご回答をされたことにつきましてお伺いしておきたいと思います。

それから大きな2点目といたしまして、プラント4につきましてお尋ねをいたします。この後多田議員からもプラント関連にしてお尋ねがありますので、私はプラント4につきまして現況を伺っておきたいと思います。

プラントの進出には町民の多くが関心を持っておられ、進出に賛成する町民また反対する町民それぞれおられることではありますが、大型店の進出は全国にいろんな地域でいろんな問題が起きております。大型店舗が進出することによって雇用が増加する、これはもちろんでございますが、他の市町からも多くの人と車が増加し町は活性化をしていくわけでございますが。しかしダイエーなど大型店も全国いろんなところで撤退をされておる。そして町が寂れていった市町村がたくさんあるわけでございます。

私も産建の委員会で昨年山陰の境港のプラント5を視察を行いました。報告もさせていただきます。プラント4の進出に対し町はどのように取り組んでおられるのか、今後どうされるのかお伺いしておきたいと思います。

それから、プラントの進出に伴い旧野田川町で町道認定をされたその道路問題は現在どのようになっているのか、いつまでもこのままで保留をされるおつもりなのか、今後の取り組みについ

て町長のお考えをお聞きし、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくご回答お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 廣野議員のご質問の第1番目、京都縦貫道宮津鳥取高規格道路に関しての1点目、宮津天橋立インターチェンジE T Cの早期設置をとのことでございますが、現在同インターチェンジにはE T Cが設置されておらず、利用者にとっては大変不便な状況でございます。E T Cの設置につきましては以前から利用者の大きな不満の声が上がっており、当町も京都府や宮津市等と国に強く要望しております、設置の方向で調整を行っていただいておりますが、設置に多額の費用を要すること、また綾部・須知間の未供用区間があることから、現在も検討中というふう聞いております。

次に2点目の仮称、野田川岩滝インターチェンジまでの開通はいつごろになるか、また仮称とされております名称は決定しているのかという質問でございますが、現在宮津市と与謝野町を結ぶ第12トンネルの本坑の掘削を行っている状況であり、あと3分の1を残しており開通予定は平成22年、23年ごろの予定と聞いております。また、正式な名称は現時点では決定していないということですが、私といたしましては、当町に関係した名称がつけば町のPRにもなりありがたいことだと考えておまして、もう既にあちこちでぜひというようなPR作戦を練っているところでございますが、最終的にどこで決まるのかということについては私どもちょっと明確にまだ把握しておりませんので、京都府あるいは公社なのか、その辺のところ辺についても今後研究しながら、ぜひそうしたことになるように努力をしていきたいというふうに思っております。

次に3点目から6点目までのご質問は関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

まず鳥取豊岡宮津自動車道の事業の進捗状況でございますが、昨年6月下旬に同自動車道の説明会があり一部の皆様からルート変更の要望がありましたが、最終的には都市計画審議会で計画ルートでの決定がなされました。計画が決定をなされました。これを受けまして、地元石田区と事業の促進について協議を続けてまいりまして、ことし5月末に協議が調い6月下旬に地区住民向けに再度事業説明会を開催し、今後の事業進捗について説明を行いました。

区の執行部と一部住民の皆さんの間に思い違いもあったようですが、現在関係者には事前にその都度内容についてお知らせをしながら計画ルートの土質調査や測量作業を行っており、今年度末には道路の詳細計画案がまとまる予定となっております。その後地権者との調整が必要となり、用地測量を行い用地買収に入っていくというふうになります。工期につきましては、用地買収がありますので正確な時期について今の段階で申し上げることはできませんが、京都府としては仮称、野田川岩滝インターから大宮森本インター間の完成目標を平成20年代半ばとしております。ルート変更を要望された方々との調整ですが、基本的に同事業そのものについては反対されておらず、事業の進捗に対する疑問からルート変更要望というふうに認識をしておまして、現在も継続して協議を行っております。

次に、高規格道路と石田土地区画整理事業のかかわりについてでございますが、土地区画整理事業につきましてはいろいろな事情から事業が中断の状況になっております。野田川岩滝インタ

一までが供用開始されますと、石田地域での交通事情も大きく変わる可能性もありますので、府道弓木岩滝線の改良についても必至となることから、土地区画整備事業の進捗について関係者と協議を行いたいというふうに考えております。

次に2番目のプラント4の現状はとのご質問でございまして、初めに進出に町はどのように取り組んでいるのかでございまして、本件につきましては、さきに行われました町政懇談会の席でも各地域の出席者の皆さんからプラントはどうなるのかというご質問がありまして、その席では現在撤退の報告を受けていない、関係機関との調整を行っている状況というふうに回答いたしております。

プラント進出につきましては、出店計画が示されましてはや8年が経過しておりまして、この間いろいろと協議を進めてまいりましたが、8年間にはまちづくり三法に係る法の改正や運用規定、さらには京都府独自の本店立地法の指針が示され、プラントはその都度法に従った形での変更を行い出店に向けての計画を進めてきておりました。しかしながら、本年11月に施行されます都市計画法の改正の中で、いわゆる立地規制強化による郊外の規制空白地域では1万平方メートルを超える床面積の出店が規制されることとなり、この都市計画法の改正に伴い他法令も規制強化され、プラントは引き続き出店を進める場合には進出計画のさらなる変更を行わなければ出店できない状況にあるのが現状でございます。

このような現状はもちろんプラントも承知しているものでございまして、担当課でもプラントに対し本件についての確認も行き、出店計画を進める意思があるならば早急に変更計画を作成し、地権者や地域に説明をされ理解を得るための行動をとるように指導しております。現在のところ担当課からは口頭での指導でございますので、改正後の段階ではプラントに対し出店の意思があるなら変更計画を示すように、期限を定め公文書で通知することも検討しているところでございます。

次に、認定されました町道の現状と今後の取り組みはでございますが、ご指摘の町道は町道亀山中地線でございます。プラント出店に伴い地元からの要望も受け、プラントが造成を行い町に寄附をする手法で進める道路でございます。さきに述べましたプラントの現状では、この道路はプラントとして交通渋滞緩和策として必要がなくなりますので認定にとどまっております。なお、この道路新設は地域からの要望もございまして、町が事業を行うか否かは今後のまちづくりの視点から検討していきたいというふうに考えております。

以上で、廣野議員への答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） ご回答をいただきましたE T Cのことにつきましては、先月の14日でしたか15日でしたか議長の方から何かお聞きをしておりますと、E T C金額が昔高かったんだけど9月の補正で何とかするということをお聞きしておりますのが、そのことにつきましてはまだ行政の方に入っておらないのか私はわかりませんが、この前ちょっと議長の方からお聞きしましてこれはよかったなということをお聞きしておりますところでございますが、またこの点につきましては行政の方に多分入ると思っておりますが、そのことが入ってありましたら明確にお答えをいただきたいというふうに思っております。

それから名称につきましては、やはり町長も頑張っていたいただいておりますということをお聞

きしたわけでございますが、インターの名称はこの前も名称を変えるのに大変な金がいると、1回決めたら後でまた名称を変えるということになると大変なお金がいるということをお聞きしておりましたので、ぜひ与謝野町に關係する名称をつけていただいて、町のPRに努めていただきたいというように思っております。このことにつきましては、今どこで決定されるのかわからんというようなことをお聞きしましたが、早急にどこで決定をされるのか調べていただいて、特にこの問題につきましては町長の私も先ほど言いましたように力量にかかる問題でございますので、ひとつご検討いただきたいというように思っております。

それから石田区といわゆる鳥取豊岡高規格道路につきましては、いろいろとお世話になっておるようでございます。私もその道路変更に関係する方のお話を3名の方々からお聞きしております。やはり区と町と府との中でだれかが取り持っていて、もうちょっと理解がしていただけるようなことにならんかなというような話を聞いたわけでございますが、先ほど町長のお話を聞いておりますと協議もできて進んでおるように伺っておりますので、そういう状況であれば非常にありがたいなというように思っております。ぜひこの鳥取豊岡宮津道は欠かすことのできないこれからの丹後の道路でございますので、一日も早くこれが整備されますようお願いをしておきたいというように思っております。

この点につきましても、これからこれがつくことによりまして大きく町は変わってくると思いますが、まず野田川岩滝インターができることと先ほども石田区画整理事業の府道とのことも関係もありますので、やはり下の石田区画整備事業につきましては、宅地造成をおくらせてでも府道の改修を先にすべきだというように私は思っております。その府道に関する地権者の方々は協力をいただいておりますというように私も伺っておりますので、やはり橋もできました、今も橋を通っております。そうしたことで、やはりあそこのこれからの交通のことにつきましては、やはり改良することが先決であるというように私は思っておりますので、この点につきましてもひとつ府道の方の改修を早期に進めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それからプラントのことにつきましては、私も課長の方から産建の委員会でちょっとお聞きしておりますので、そのときのお話と全く変わらないようなことでございます。やはり、大店法の改正によりましてプラントの方の成り行きというものは大きく変わってきたというように私は思っております。このことにつきましては、やはり一日も早くどうなるのかということをはっきりできたら整理していただきたいというように思っております。農家の方も大変迷っておられると思っておりますし、この点につきましては一日も早くこの問題につきまして回答がいただけるようにご努力をお願いしたいというように思っております。

それから町認定の道路の件ですが、町民からの要望もあるというようにお聞きしております。あそこに道ができることによって確かに開発はされるというように思っておりますので、この点につきましても、やはりこれからのまちづくりに欠かすことのできない道路問題は、早期に地域の住民の方とのお話し合いをしていただいて早期に解決をお願いしたいというように思っております。その点につきましても伺いをしておきたいと思っております。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) できるだけ先ほども申し上げましたように、このETCの設置がかなうように今後も努力していきたいと思っておりますし、名称につきましても、力量にかかっているとされるとち

よっとしんどいんですけれど、やっぱりこれは地元の要望がどれだけあるかということにかかってくることだというふうに思いますので、議会のそうした要望また住民の方の要望をできるだけ府にも伝えていきたいというふうに思っております。

それからこの進捗状況の中で、今後についても今度10月の13日に豊岡市でT T M整備促進決起大会が開催されます。いよいよ京都府だけではなくに兵庫県も取り組んでの運動になってまいりますので、そうした中でいろいろな要望も申し上げていきたいというふうに考えております。

それからルート変更についての件でございますけれども、まず測量をしてそしていろいろな調査をする中で、本当にその場所でのいいかどうかということがそのことによって地積、土壌の調査等もやってみませんと、今はそういう予定をしておりますけれども本当にそれでいいのかということが確定いたしませんので、それを受けた後、やはり住民の皆さんにもきちっとした説明が必要になってくると思いますし、その上での買収ということになってくるかと思っておりますので、今現在も今後も継続して協議をしていくというそうした姿勢は変わっておりません。

それから石田土地区画整備事業とのかかわりでございますけれども、町ではできればそうしたことをやっていきたいというふうに考えておりますけれども、石田区の中でも一定の整備をさせていただかないとあかんのではないかなと思えることがございます。町としては14項目すべてをやり切りたいというふうに思っておりますけれども、区の中でそのことが整理をされませんとやりたくてもできないという状況もありますので、地元ともあるいは関係者の方とも今後も協議をする中で進めてまいりたいというふうに思っております。

それからプラント4の件につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように11月に施行されます都市計画法の改正の中で、プラントが計画にしております面積ではとても無理だと。1万平方メートル以下というふうな規制がかかってまいりますので、そのことを受けてプラントがどうしたいのかと、実際に今後もあそこの場所で出店をしていくという意思があるのかどうか、それらについてやはり先ほども申し上げましたように変更計画をそうしたことを示す期限を定めて公文書をもってその通知をすると。そしてその意思を確認するということも必要ではないかなというふうに思っておりますので、それらを受けた中で町としても判断をしていきたいと。町が判断をするというよりもプラントが判断されることですので、それらについて地元の不安をできるだけ取り除くような形で進めていきたいというふうに考えております。

それから認定されました町道につきましては、先ほども申し上げましたように、これはその地域だけではなくに与謝野町全体のまちづくりの中でグラウンド・デザインを描く中で、当然いろんな優先順位、町道につきましてはそうした優先順位が出てくるだろうというふうに思いますし、今後の都市計画をどうするのか、まちづくりのゾーンをどういうふうな形で進めていくのかというようなことも含める中でそうした視点から検討をしてみたいというふうに考えております。

以上で、簡単ですが答弁といたします。

議長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） E T Cのことにつきましては町長、議長の方からお聞きしておりましたので確認をとっていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

それから高規格道路につきましては、ルート変更を要望されておった方々に対しまして調査を

やってそれから結局十分その方々にも説明をしていただいて、納得いくような形でお世話になりたいというように思っておりますのでその方向でひとつ整いますように協力の方をお願いしておきたいと思っております。

それからプラントのことにつきましては、やはり向こう側の会社のことがあると思っております。計画変更期限を定めるというようなことを町長言っておられましたので、これにつきましてはやはり町の方から期限を定めて計画変更などを出していただくか、そういったことを結局早く取りまとめていただきたいというように思っております。

それから亀山中地線というんですか、認定されておるやつは、それにつきましては、まちづくりの中で取り組んでいただくというようなこととお聞きしておりますので、その点につきましてはどのようになるか、まちづくりの検討委員会も考えておられることであろうと思っておりますが、やはり道ができることによって大きく町は変わるということも頭の中に入れていただいて、その方向で頑張っただけならなということをお願いしておきたいと思っております。

以上、またご回答がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 答弁漏れがありましたので失礼をいたしました。

E T Cの件につきましては、まだ設置するというようなあるいはまた金額がというようなことは聞いておりません。糸井議長がおっしゃっていることが本当ならこれは本当にありがたいことだなと思っておりますし、そういうふうになるようにできるだけ議会とも力を合わせて対応はしていきたいというふうに思っております。

それから反対者といいますが、そのルートに対して異議をおっしゃっている方々にもやはりきちっと説明をして、こうこうこういう理由でここに設置されたというそういう説明責任というものには当然あることですので、十分ご理解いただけるようなそういう場を持って説明をさせていただくということをお約束したいというように思います。

プラントにつきましては先ほど申し上げたとおりで、認定はされておりますけれども具体的にどうというふうなことは全くまだ今のところありませんので、いろんなほかの要望をされております町道等もございまして、それらとの整合性も図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

4 番（廣野安樹） はい、ありがとうございます。

議長（糸井満雄） これで、廣野安樹議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。11時まで15分間休憩をいたします。

それでは休憩に入ります。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時00分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に15番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

15番、谷口忠弘議員。

15番（谷口忠弘） それでは事前通告に従い、議長のお許しを得、一般質問をいたします。

私は、昨年厚生労働省から補助金をいただき12月にでき上がった与謝野町地域雇用創造調査

研究事業報告書について質問をいたします。

この報告書は第1章から第5章までになっており、第1章では現状と課題、第2章ではヒアリング調査から見たクラスター方式の必要性、第3章では将来方向と雇用創造を促進するための考え方、第4章では創造に向けた計画、第5章では行政における取り組み方策であります。将来人口・労働可能人口の予測、各産業別の現状と将来予測など大変きめ細かい報告書となっております。

特にこの中でも触れられているように、当町における現在の雇用実態は基幹産業である織物業は和装事業の低迷、小売販売への不信心、海外からの輸入、糸高製品安など構造的な不況が長期化しており、高度な加工技術は有しているものの、小規模な事業所が多く高齢化や後継者不足などにより事業所・従業者数は激減をしております。また、将来展望が不透明な状況であるため若者の後継者がなく、新規技術の導入や開発、他業種への参入、他の業態への転換等の試みが少ないといった現状となっております。

また一方の建設業においても、以前は公共事業により地域の雇用を支えてきたが、近年公共事業が減少する中厳しい状況であります。また他の農林業、小売商業、運輸業、飲食業等々においても地場産業の低迷、地域間競争、高齢化、後継者不足等々で大変厳しい状況下であります。こうした報告書の現状分析は、町益の産業は企業間で格差はあるが全般的に衰退、停滞の傾向にあります。

しかし、一方明るい兆しと思えるのがサービス化の進展、高齢化社会の到来等により福祉サービス分野の事業所が増加し、雇用も増加している点であります。この分野では、NPOが北部地域における雇用を担う役割を果たしているなど、地域社会における雇用を考える際の今後の方向性を示している。住民が国や地域を選ぶ時代になっていると言われていた今、職業生活の理想である自己実現と地域への貢献を同時に図ることができるようになってきています。

またこの報告書では、人口の減少は今後も続き高齢化率が2015年には30%を超えるとされており、いわゆる労働可能人口20歳から64歳も、平成17年を100とすると10年後には23%減少するようになっており、雇用創造の基本的課題として人口の定住化促進が大きな課題であると述べられています。

以前町長は、住民の行政に対するニーズとしては主に3つあると言われました。1つは安心・安全なまちづくり。2つは産業振興と雇用促進。3つ目は福祉の充実と言われた。私はこの3つの住民ニーズの中で1番施策がおくれているのが産業振興と雇用促進ではないかと思っています。

確かにこの分野は多額なコストと長期的な視野、やる気のある人材、民間活力、地理的条件など、行政の守備範囲を超えた部分も多く難しい点は理解しています。しかし、行政は町の発展を考える中で雇用環境を含む経済運営の責任を果たすことが必要であり、将来ビジョンを描きそれを先導していく施策が必要であると考えます。この報告書には施策としての与謝野町における取り組み例も掲げてありますが、単に現状と課題を認識するだけにとどまらず、これをもとにアクション計画を早急に起こさなければならないと思うが、町長のお考えをお聞きしたい。

それと、次は企業誘致であります。

これは旧加悦町では積極的に取り組み推進してきた経過があり、現在では旧加悦町内に立地企業として10社、従業員数では428名、うち町内従業員数は328名に上り、雇用促進には一

定の効果をもたらしている。企業誘致については、全国どの自治体もしのぎを削って誘致活動をしている例をよく聞きます。規模は違いますが、薬品メーカー武田薬品工業の研究所誘致をめくって大阪府と神奈川県が競い合い、数百億円という支度金を出し、またいろんな要望を聞き入れ最終的に神奈川県に決まったという報道がありました。また、今や世界ナンバーワンの自動車メーカートヨタに、東北6県の知事さんが下請工場の建設誘致と地元企業への受注活動にトヨタもうでをしていると報じられていました。また、先般財政再建団体に指定された北海道夕張市の市長が、中小企業基盤整備機構主催のセミナーが大阪で開かれ、食品や機械製造業など参加した90社を前に地元誘致の支援要請を展開したとのことでした。

確かに、現在はグローバル化が進み安価な土地と労働力を求め海外進出は非常に盛んであります。規模や置かれている環境に制約があるので当地方は大変難しいところはあるが、当地の特性として織物業で培った高度な加工技術とまじめに働く勤勉性など、いい面を持ち合わせているわけであります。そうした当町のよい面を、町長みずから先ほどの例に挙げたようにいろんなところに出向き与謝野町のPRと情報の収集をし、トップセールスをすることが大事であると思うし、もし時間的に難しいのであれば、緊急対策プロジェクトチームをつくる必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きます。

次に第2問目は、住民参加型公募債についてであります。

これは平成18年度から地方許可制度が廃止され協議制度へ移行されました。今までは市町村で地方債といえば、地方債許可制度の仕組みの中で公共事業や義務教育施設、上下水道等の財源とする場合には原則として政府公的資金が充てられる仕組みとなっており、みずから資金調達を行うのは単独事業に限定されていました。また制度の移行は、公的資金の段階的縮減の中で地方債に関しても民間資金が中心で、公的資金がこれを補完していく時代となりつつあります。さらに、今まで民間資金、市場公募債の拡大は主として都道府県、政令都市を中心に進められてきましたが、公募資金と民間資金の役割の変化に伴い、一般の市町村も住民参加型公募債の発行など市場と正面から向き合って対応しなければならない時代となりつつあります。一般市町村でも金融・証券の基礎知識が不可欠であり、我々議会も金融・証券市場の動向を掌握しつつチェック機能を果たすことが求められていくのではないかと思います。

全国各地でいろんな事例があるが身近なところで例を出すと、京丹後市では防災行政無線施設整備事業とブロードバンドネットワーク整備事業に充てる目的で「京丹後、まち、未来債」という愛称で公募債を発行する。総額3億円で5年満期一括償還。利率は5年もの国債の利回りを参考に10月中旬に決めるらしい。また綾部では、昨年に引き続き市道整備に充てる資金として「綾部キラリふるさと債」という愛称で公募債を発行すると。昨年に続き1億5,000万円で京丹後市同様5年満期の一括返済で、利率も5年もの国債の利回りを参考に10月中旬に決められると。こうした取り組みが、近隣のみならず全国各地で取り組まれています。こういった公募債の発行について、どのような点でメリットがありデメリットがあるのかまず最初にそれをお聞きしたいと思います。

また、先ほど近隣も含め全国に事例がたくさんあると言ったが、その用途のほとんどが住民に身近なインフラ整備に充てられているという点であります。当町も合併をし、現状では旧町間での取り組みに差異があり現在いろんな調整をしているものがたくさんあります。特に、以前から

各議員さんからも質問されている加悦地区での現在実施している有線テレビであります。私は以前も光ファイバー網を早く町全域に敷設し、デジタル化への対応やインターネットサービスの難視聴地域の解消、また地域のいろんな情報発信に役立てるべきだと思うが、その財源として合併特例債での公募債を発行してはと考えているところであります。その実現に向けての町長のご判断をお聞きしたいというように思います。また、これに限らず今後公募債発行の可能性のあるのかをお聞きをしたい。

以上、何点が質問をしましたが、これで第1回目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員ご質問の1番目、地域雇用創造調査研究事業報告について今後の当町の雇用促進策はとのことですが、この研究事業は、平成18年度におきまして地域雇用創造に意欲が認められるということで厚生労働省の雇用創造バックアップ事業の採択を得まして実施したものでございます。事業名のとおり、地域の景況や事業所等の状況を把握し今後の雇用創出を図るにはどのような方法や事業が考えられるか、また行政はどのような支援を行うことができるかなど、今後の政策立案を行うための基礎的な調査研究を行ったものでございます。

議員ご質問の1点目、具体的な行動、アクションプランができているのかのご質問でございますが、現在この事業の成果を生かしながらそのような計画などの準備を行っている段階でございます。調査研究の実施に当たりましては、その内容等について雇用創造協議会委員の皆様にご相談をしながら進めてまいりましたが、今後のさらなる調査内容の分析や実現可能な取り組みは何か、どのように行うのがよいかといった検討につきましてもご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

調査研究事業は、地域雇用開発促進法に基づく地域援助事業の1つのメニューであったわけですが、今年度法改正がございまして援助の内容も変更されました。改正法で、峰山職業安定所管内の地域は自発雇用創造地域という指定を受け、地域雇用創造計画と地域再生計画を策定し、国が承認すれば援助が受けられることとなります。この承認を受けるためには地域雇用創造計画を策定しなければなりませんし、非常に細かいところまで現実可能な具体策、具体的数値を示さなければなりませんし、この数値目標が達成できないと翌年以降の補助打ち切りもありますので、実行計画の段階まで詰めておかないとなりません。

したがって、議員ご提案のプロジェクトチームのような何らかのアクションチームを立ち上げて、国から援助が受けられるよう考えていきたいというふうに思っております。さきの服部議員への回答にも相通ずる内容でございまして、担当課には指示を行っておりますことを報告し答弁とさせていただきます。

次に2番目の、インフラ整備に住民参画型公募地方債の発行をについてお答えいたします。

公募債のメリット・デメリットについてのご質問でございますが、まずこの制度の主なメリットにつきましては、地域住民が町の企業にみずから出資することで行政参加意識の向上が促進できること。地域住民にとって財産運用の選択肢がふえること。町にとって資金調達方法の多様化が図れること。3年から5年間の満期一括償還が基本であり、通常の10年償還の縁故債に比べ

低利での借り入れが可能となること。以上の4点が上げられます。その中でも、地域住民の行政参加意識の向上がこの制度の最大の目的であり、メリットであるというふうに認識しております。

デメリットにつきましては、引き受け金融機関が個人への販売体制を整えるために要する経費が町への手数料となつてはね返り、資金調達コストが高くなってしまうことなどが考えられます。

次に、全町域に光ファイバーを敷設した場合にかかる財源の一部にこの公募債を活用できるかどうかについてでございますが、受益者が町全域に及ぶ事業であり十分公募債の対象になり得る事業であるというふうに考えます。また今後の発行予定の有無についてでございますが、今年度の発行については考えておりません。しかし、本町としましても地方自治を運営していく中で住民参加はまさに核になるべきものであり、資金の使い道を明らかにした上で地域住民に出資を募り、町の行財政に積極的に参画していただくというこの手法は、大変有益であるというふうに認識しております。

ただ導入に際しましては、予算を議会に提案する段階で対象事業や発行条件等について説明し承認いただくこと、また地域住民への十分な周知そして金融機関との調整等、一朝一夕にはいかない部分も多くございますので、まずは発行に必要な仕組みやあるいは体制について、調査研究をさせていただきたいというふうに思います。先ほどお話のございました近隣の京丹後市の発行予定などにつきましても、これもブロードバンド整備事業に充てられるというふうにお聞きいたしておりますし、いろいろなそうした事例も踏まえながら当町に合った形を検討してみたいというふうに、調査研究してみたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 産業振興につきましては、初日に服部議員の方からもいろんなご質問がありました。また京丹後市の地域経済再生支援対策事業についても詳しく説明がありました。殊さらに私もこの丹後地区における雇用状況というのは本当に今現在危機的な状況ではないかなというふうな認識をしておりまして、本当に何とか一刻も早くこの雇用状況を打破しないと、定住人口の問題もありますしいろんな社会インフラ整備が難しくなってくるとこのように考えております。

しかしながら、私はこれも初日なんですけれども町長のご答弁の中で、本年この報告書は18年の12月にでき上がっておりまして1月に配られているわけですね。なおかつかわらず、今からプロジェクトをつくると。こういう非常に対応の遅さですね。これについては、いささか問題があるのではないかなというふうに思っております。

それともう一つ、先ほど言った町長の答弁の中で、ちらちらと見たけれどもまだ読んでおりませんとこういうようなご回答がございました。町長はマニフェストの中で、産業振興と雇用問題は重点課題とこういうように掲げておられます。また、先ほど言いましたように住民のニーズの中で産業振興、雇用促進は本当に重要な喫緊の課題であるというふうな認識を持たれて、非常に大切なテーマであるという位置づけもされておられます。厚労省からの受託授与を受けられたときの答弁の中でも、この報告書を非常に楽しみというか期待をしておると。これを参考に当町の雇用促進計画をぜひつくりたいという厚いご回答をいただいたのを私は記憶しております。なおかつ先ほど言いましたように、これは昨年12月にできまして1月でございますのではや8カ月という長い歳月がかかっております。先ほど言いましたように、この丹後地方における雇用問題は本当に喫緊の課題であると私はこういう認識をしております。そういう点で

非常に対応が遅いと。こういうように感じざるを得ませんけれども、その点について何かご答弁があれば聞かせていただきたいというように思っております。

それともう1つ、この報告書ができ上がった時点で、これに対してまた協議会等つくられるのかそういうプロジェクトのチームをつくれるのかわかりませんが、こうした喫緊の課題については、もっと行政が主体性を持たないといけないのではないかなと私は考えております。そういう機関に丸投げをされて、それが出てきた答えをまたこれから研究していくと。一体当町にどんな施策が当てはまるのかなというような研究をされるということなんですけれども、もうそういうことではなしに、もっと行政が主体的になってこの問題を取り上げていかなきゃいかんということが非常に大事ではないかなというぐあいに私は感じております。

中身について、ちょっと質問をさせていただきます。

1つは全般なこと町長にご答弁をいただきたいんですけれども、産業面の雇用というのは非常に大事であるというのはそのとおりであります。しかし、第1質問で言いましたように健康や福祉や医療やそういう分野にも非常に雇用の目が広げられております。全産業における雇用の場を増加させることが、この地域としては不可欠ではないかなというぐあいに思っております。

それと、これも初日の日にお話がありました。加悦谷高校生との懇談で、いろんな開発をしてほしいんだけど地域の保全も図ってほしいという声もたくさんあると。こういうぐあいなお話もございました。私も自然環境、この里山や海の環境の維持や清掃等に地域の自然との協働、活動面にも、非常に対価は少ないかもわかりませんがそういう雇用の場もあるのではないかなというぐあいに思っております。そうした当町の特性を生かした雇用の場づくりというのが非常に大事ではないかなというように思っております。そこまで考えておられるかどうかわかりませんが当町の雇用全般にかかわる町長のお考えについて、もう少し思っておられることをぜひお聞きしたいなというぐあいに思っております。

それと2点目は、これの中に専門用語でありますけれどもクラスター方式の必要性が書かれてあります。クラスター方式というのはどういう方式かという、要するに、ものづくりをした場合に同業者が集まって連合体をつくって、ものづくりをどうしようかという範囲にとどまらず、例えば企画者やら生産者やら物流者やら小売業者、こういう多面的なグループ形成を伴って協働的なネットワークとするとこういうのがクラスター方式だそうでございます。当町における取り組みは、ぜひこういうクラスター方式による取り組みが必要であるとの本書に書かれてあります。当町にそういう素地があるのかどうかですね。これは商工観光長が所管でありますから、これも当然読まれておられると思いますので、ぜひご答弁をいただきたい。

私の考えとしては、個別企業の支援には初日にもありましたけれども確かにこういったいろんなメニューがございます。私はこれを個別企業の支援ではもう限界に来ているのではないかなとこういうぐあいに感じておりまして、そうした1つの目標に向かってグループ化したものについて、この地場産業で育成できるかどうかを見きわめて、そういったところに大胆な支援をしていくというこういう施策が必要ではないかなというぐあいに思っております。ぜひその取り組みも関連して先ほど言いましたそういう素地があるのかどうか、その点についてもお聞きしたいというぐあいに思っております。

続きまして、企業誘致であります。

これは先ほど加悦町の取り組みについてはご説明をさせていただきました。私は何といたっても第1質問でも言っておりますように町長みずから京都府やいろんなところに出向いて、与謝野町のPRを今していただいていると思いますけれども、産業面や雇用促進に向けてもそういう場にどんどん出ていただきまして、この与謝野町のよさをぜひ全国の企業なりにお訴えいただきまして企業誘致の勧めを図ってほしいなというふうに思っております。

去年11月に産業建設常任委員会で吉田村というところに行きました。今は島根県の雲南市という地名になっておりますけれども、ここは株式会社吉田村というのがございまして無農薬野菜を全国的に販売しておると。それと、一躍有名になりました卵かけのしょうゆですね、これを開発されてインターネットで全国に発信をされていると。しかし、これも一長一短ででき上がったわけではなしに、町長なり部署の課長なりが東京や大阪、全国各地を飛び回ってこの商品についてご説明をされて、それも何も縁故もなしに飛び込みみたいな状態でしたとこういうぐあいにおっしゃられていました。

私は、そういう情熱が役場の職員の皆さん方や町長みずからが出さない限り、産業振興というのはなかなか難しいのではないかなとこのように思っております。もちろん我々議員に対してもそうでございます。議員もそういうことも頑張ってやらないかん側面あります。そういうことで、今後はそういう活動もぜひお願いしたいと。

それと、全国各地では中小企業、ものづくり大変頑張っている企業もあります。総務委員会の報告をちょっと聞かせていただいたところによると、和歌山の有田川町に島精機という会社があって500人ほどの従業員さんを雇用されていると。社長がみずから会社を興してジャージの製造をしておられるところ聞きましたけれども、そういった元気のある企業が各地にございます。そういう情報をぜひ収集していただき、企業誘致活動も進めていただきたいと。

京都府には、市町村企業誘致推進連絡会というものがあるみたいです。毎年負担金を8万円計上されておられますけれども、この場が一体どういう場なのかその点についてもお聞かせいただきたいなというぐあいに思っております。まだたくさんあるんですけども、以上今申した点についてお答えをいただきたいというぐあいに思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） たくさんございましたので、ちょっと答弁漏れになるかもわかりませんがお許しいただき、またご指摘いただきたいというふうに思いますが。

本当にこの町を活性化していくための1つ大事な視点というのは、先ほどおっしゃったように安心・安全な、あるいはまた産業振興あるいは雇用、そして福祉の充実ということが1つ大事な視点ではないかというふうに思いますし、それらは1つ1つが単独だというふうには私自身は考えておりません。やはりそれらがリンクしてこの町の活性化を図っていくものだというふうに思っております。そうした中でいろいろなお指摘がありましたけれども、まずこの報告書につきましてはちらっと見ただけでというご指摘もありましたが、ちょっと言葉の表現が悪かったのかもわからないんですけども、なかなかそれらを分析してそしてそれをどうするということろまでは至っていないという意味でございまして、それらへの取り組みが遅いのではないかとご指摘でもございます。

しかし先ほどもちょっと申し上げましたように、この企画の中身をやはりそれらの具体的にし

ていくそうした地域雇用創造計画、そうした中それを実際にやっていくそうした再生計画ということが1つの必須条件になっておりますので、やはりそれらを積み上げていくためにはアクションプランなり、あるいはそれらにかかわるいろんなご意見を出していただく、あるいは検討していただく方々のそうしたことが必要ではないかというふうに考えておりますし、それらについてはできるだけ早い時点で立ち上げていきたいというふうに思っております。

あそこにも出ておりましたように、国のレベルでいろんな有識者の方がいろんな貴重な意見もいただいております。それらをやはり1つ1つ精査する中で、与謝野町としてはどういう方向性が考えられるか、またそれを具体的に進めていくにはどうした計画が必要かというふうなことも、やはりもう少しきちっと練り上げていく必要があるかと思っておりますし、それを具現化していくことが必要でないかというふうに考えております。

その中でまず自然との協働、そうした与謝野町の特性を生かした雇用形態の創出ということでございますけれども、まさしくこれは地味な、派手なものではないというふうに思っています。現実、森林があり山があり、川があり海がある与謝野町ですので、やはりその森林を守り育てていくということも、これ雇用を生み出す大事なことですし、緑の田園を守っていく、あるいはこれにかかわる人を育成していくということも、これ1つの産業振興であるというふうに思いますので、今計画はございませんけれども、旧町から引き継いできたいろいろな今ある与謝野町らしいそうした産業をバックアップしていく、てこ入れをしていくことも新しい企業を導入すること以上に今の段階では必要ではないかという思いで、いろんな予算計上の中にそうした内容のものを盛り込んでおりますし、それから福祉についても、やはり定住していただくことが町の活性化に大きな力を発揮するものだと思いますので、そうした意味での福祉の充実も続けてやっているところでございます。後の方のいろんな質問の中にも出てくるかと思っておりますけれども、そうした今ある産業をまず保護し育成し、進めていくということをまず今の段階では推し進めているつもりでございますし、そうした姿勢でやっていきたいというふうに考えております。

それからクラスター方式ということで、ものづくりでそうした共同体的なネットワークができるか、あるいはそのそうした素地はあるのかということですが、私は十分にあるというふうに見ております。先ほどの畠山議員さんのご質問でしたか、どなたかのご質問の中にも出ておりましたけれども、例えば福祉に関して言えば、福祉法人あるいはNPOの人たちが今までは個々にやっておりましたけれども、せんだってそうした話し合いをする場を持ちました。7つの法人の方が集まっていた中で出てきましたいろんな意見の中に、やはりこの与謝野町全体としてとらえて考えなければならない問題が浮き彫りにされてきました。ヘルパーの方がやめられる、ある施設をやめられるということになると、その負担がよその施設にもかかわってくる。あるいはいろんな事業をするときに1つの施設だけではなしに障害者と高齢者がリンクしていく、あるいはそうした障害者同士でも年齢が違う、あるいは障害が違ってもお互いにそのことをリンクさせることによって、そうしたネットワークの中でお互いに協働しながら与謝野町全体のそうした福祉を底上げしていくというような例も生まれてきていると思いますので、決してこうした素地はないとは言えない、大いにあるというふうに考えております。

例えば、与謝野町のあれにありましたけれども織物で言えば織物技能訓練センターがございませう。あそこでは、個々の機屋さんではなしに技術を持ったここの議場にもおられる議員さん方も

入る中で技術を残していく、あるいはそうしたものを開発していくために知恵や力を出し合いながら研究やそうしたものづくりをしておられます。また、幸いなことに染色センターも与謝野町には新たにできまして同じ町の中になりましたので、加悦地区にありましたそれらも含めてリンクしながら、やはり協働の知恵を出して新たなものづくりを進めていくというには、そうした十分素地はあるというふうには思いますので、それらを生かした中でまず今ある産業を新たにリニューアルし活性化する、また観光とリンクさせていくというようなことも含めて、大いにこうした形をつくり上げていく素地はあるというふうにご考えております。

それから企業誘致についてでございますけれども、これは本当になかなか難しい問題で、確かに旧加悦町には10社ございましてその中で雇用も生まれております。しかし、なかなかこの方たちの中には町内だけではなしに外国からの雇用も含めて経営をしておられる企業もあるわけでございます。そうした意味では、確かに場所があっても雇用をする人が選んでくれないといえますか、従業員としてなかなか地元で入っていただく方が少ない。というのは、やはりこういう地方にありますのはどちらかといいますと3Kと言われるそうした仕事のところが多いような気もいたします。それらのことについても、やはり企業誘致をしたその企業が今ある状況を活性化していくような状況、知恵というものも、お互いにこれは企業さんだけの問題という意味ではなしにやはり行政もかかわっていく必要があるかと思っております。

旧野田川にありましたお守りの縫製工場も、今全国のシェアの7割をやっておられます。雇用も生まれております。一時期大変厳しい時期もございましたけれども、やはり行政の支援をさせていただいた、あるいは企業のものの考え方の中に一致するものがあって今挽回をして、やはりこういう機織の土地柄ですから布を扱ったそうした製品が今のところ順調になっております。

ですから、よその町にはあってもこの与謝野町ならこそできる、ナンバーワンでなくてもオンリーワンのそうした企業を育成したり、あるいは力を入れていくことによって町の活性化が生まれてくるというふうには私は思っておりますので、やはりそれらのことについては、いやいや議会だいやいや町だ行政だ、いや企業だということではなしに、やはりお互いにそれらがそれぞれの立場で知恵を出し合って力を合わせていく、まさしくそれがクラスター方式の部分でもあるかというふうには思いますので、お互いの協働の中でやっていくそうした知恵を出し合っていくということが大事であるというふうにご考えております。

何かただ取りとめのないような答えになったかと思いますが、一応おっしゃっていただいた質問に対する回答とさせていただきます。

それから協議会でしたか。それは京都府のところに町も情報を得るためにと言ったらおかしいですけれども、実際にいろいろと京都府からの情報を得たり、あるいはするためにその協議会に入らせていただいて、あれは情報交換をする場というふうなとらえ方でさせていただいております。企業の方たちからもいろいろと情報を提供してほしいというふうなことがございますので、町の企業誘致をしているところのアピール、また反対に府からの情報を得るためのそういう場としての協議会に入らせていただいております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） 確かに、一言で産業振興といってもかなりいろいろ難しい面があるのはよく承知しております。しかし先ほども申しましたように、この地域にはこの地域の特性がございますし、

織物業で培ったそういう加工技術のすぐれた方もおられますし、また物流関係の方もおられますし小売をされている全国的に発信をされている方もおられますし、ぜひそういう総合力を発揮していただいて、先ほども言いましたように行政が主体的に、やはり将来の雇用創造は当町ではこういう形、こういう方向に持っていくんだと。そのためには今こういうことに力を入れるんだという指針がなければですね。民間の活力は確かに大事でありますけれども、そういう行政のリードする面がなければ、なかなか本当に産業の活力が沸いてこないとこのような気がしておりますので、ぜひこの報告書には本当にいろいろないい指摘がございますので熟読していただいて、ぜひよりよい方向に進めていっていただきたいとこのように思っております。

企業誘致につきましては、何回も言うようですけれども町長が大変お忙しいお体ですので、なかなかいろんなところに出向いてトップセールスをするというのは非常に難しい面があるかもわかりませんが、やっぱり人間と人間との関係ですから少々優遇措置がよかろうが悪かろうが、やっぱりトップの情熱が企業に伝わるとこういうことも十分考えられますので、町長ご自身がぜひいろんな方にお出会い、この連絡協議会ですかそういうところにも行かれて、企業の方が来られているかどうか知りませんがぜひそういう交流の場を持っていただいて、与謝野町のよさを東国原知事じゃないですけどもぜひ発信していただきたいとこのように思っております。

次に、公募債のことについてお伺いをしたいというふうに思っております。

公募債のメリット・デメリットは先ほどご答弁をいただきました。現在合併特例債が当町で調べましたら決算参考資料に載っておりますので合併特例債は30件使っておられまして、最安値金利は2件で1.15%というのが最安値金利だったです。最高値金利が1.84%であります。一番多いのは12件で1.65%という金融機関からの借入金利であります。

先ほど申しましたように、綾部市では昨年この公募債を発行されておられまして、そのときの金利は1.21%であったみたいです。現在スーパー定期300万円未満は5年もので0.6%の金利であります。綾部のこの1.21%で公募した際に申込者は287人、個人ですね、企業など8団体申し込みがありまして合わせて5億7,800万円の応募があったと。1億5,000万円に対して5億7,800万円の応募があったと。抽選で購入者を決定したとこのことでございます。

先ほど申しましたように、今現在借りておられる支柱の金融機関の金利を考えても、綾部の例を別に参考にするわけでもないんですけども1.2%というのは支柱の金融機関から借りても比較的安い金利であると。確かに発行費用はいりますよ、発行経費はいるんですけども非常に安い金利でありますし、メリットでいろいろご案内されたように地域との一体感が生まれるとこういうすぐれた面もございます。ぜひ今後のご検討されて、この公募債を発行されるようにお考えになったらどうかなというぐあいに思っております。

それと、私は加悦の有線テレビについてこの公募債はどうだということ指摘をさせていただきました。有線テレビについては今現在、当与謝野町管内ではADSLを満足に利用できないような非常に不便な地域がございます。以前もこの光ファイバーの全域敷設についてはコスト負担、イニシャルコストですね、これについて何回も質問しましたが検討中、検討中のご返事ばかりで、刻々こういう相場、こういうコストは変わってくるかもわかりませんがそういうご

返事ばかりでして、一向にその試算を計算したというご答弁をいただいていないというように感じておまして、その辺も含めてご答弁をいただきたいなというように思っております。確かにイニシャルコストはかかるんですけども、先ほど言いましたように全域でデジタルの恩恵もこうむりますし、いろいろこれからCATVもデジタル化に伴っていろいろな付加価値がこの加悦有線テレビでもつけられるというようなお話も聞いております。そういう意味からもぜひ結論を早急とまでは言いませんけれども出していただいて、住民の皆さん方に同一化のサービスが受けられるような体制を組んでいただきたいなというように思っております。その点について、何点が質問しましたけれどもご答弁をよろしくお願ひしたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず1点目、地域の雇用についてのこういうことについてのアクションプラン及びそれに携わる計画と実施ということについてですけども、それに行政が主導を持ってやっていかないとなかなか難しいということでございます。ですから、今回こういう形で調査をお願いし、またそれに基づいて町としても一定の方向性を出せるようなそうした内容のものをつくっていきたいというふうに思っていますし、具体的にそれが実現できるような、単に絵にかいたもちにならないように具体的に実施できるそういう計画までも作成していきたいというふうな思いでございますので、総合力をそうした中で発揮して、何とかこの地域の活性化につながっていくようなことになればというふうに考えております。

それからトップセールスをということでございます。それについても、その頻度ということについては旧町よりはちょっと忙し過ぎて動きが鈍っておりますけれども、例えばこの間も東京でありました丹後への観光誘致の際にも各エージェントに対しまして直接出させていただいて、セールスは下手ですけども与謝野町のアピールを何社かに分けまして各ブースを回りまして、いろんな観光のルートあるいは中身について提案をさせていただいたりもしております。それなりにですけども、実際にということになってみますといろんなところでの交流、またいろんなところでの情報収集ということが町民の皆さんも一番望んでおられることだと思っておりますので、そうしたきっかけづくり、あるいは情報を提供することができるようなそうした動きにつきましては、今まで以上に頑張っておってまいりたいというふうに考えております。

それから最後の公募債につきましては、これも有効な1つの方法だというふうに思いますので、これらにつきましてはちょっと調査研究がさせていただきたい。そのことによって財源が成り立つものであるのなら、先ほどおっしゃっていた1つのブロードバンド化の大きな力になるのではないかと思いますので、それらについても研究がさせていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） これで、谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

午後の再開は1時30分から行いますので、ご参集ください。

なお、議運からのお知らせをいたします。

本日、本会議終了後直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はお残りを願いたいと思います。以上、議運からのお知らせでございます。

それでは、昼食休憩をいたします。

（休憩 午前11時49分）

(再開 午後 1時30分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村生八議員。

1番(野村生八) 日本共産党の野村生八でございます。

私は通告に基づきまして、公民館と公民館活動、自治区について町長並びに教育長に質問をいたします。

20世紀の資本主義は成長過程から成熟過程を経てあらゆる面で矛盾があらわになってきました。格差の拡大、そして投機マネーによる経済の混乱、南北間格差とテロ問題、環境問題、食糧問題。このような中で、あらゆる面で今までどおり維持することができなくなり21世紀は大変革の時代と言われていています。資本主義は今新たな発展の方向を目指してユーターンを始めた、大きく変わりつつある、転換をしつつある、このように言われています。このような時代の中で日本もその例外ではなく、政治・経済・文化のあらゆる面で新しい仕組みが模索され始めています。さきの参議院選挙結果を見ても、今までの政治に変わる新しい仕組みを国民が模索を始めたのではないのでしょうか。

行政や自治区、公民館活動もその例外ではなく、さまざまな動き、実践が始まっています。地方分権や合併と地域協議会などの地域自治組織の広がり、行政から独立した自治区の取り組み、地域課題に取り組む公民館活動など新しい時代に向けた新たな取り組みが始まっています。

きょうの質問は、今取り組まれていることをどうのではなく今後のあり方を問います。大変革の時代にあっては、目標を明確にして取り組むことが大事であると思います。また地方にとってこの問題は大きなテーマだと思います。

初めにきょうは、与謝野町では区とは何かその位置づけを取り上げますけれども、行政区と自治区の両面を持っていると思います。自治会活動が基本だと私は思っていますが、この現在の区がですけれども、単に区という表現では思いがわかなくなるので、区のことを自治区という表現で質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず1点目ですが、公民館活動について教育長にお聞きします。

公民館活動の変化も以前から始まっていましたが、特に合併により行政の機関としての地域協議会などの地域自治組織がつくられる中で、公民館活動のあり方が問われるようになってきました。長野県は公民館活動先進地だと思いますが、地域自治組織でもその先進地になっています。このような中で、長野県公民館運営協議会の19年度の活動方針には次のように書かれています。

社会変革の中で多くの地域課題に直面している。この課題は地域の中で住民が活動することで解決できる。そのため地域コミュニティづくりが自治体の重要な課題になっている。地域コミュニティで大切なのは住民自治である。これまで住民主体の学習と地域づくりを実践を推進して住民自治・地域自治の確立に取り組んできた。学習・講座を中心に進めてきた事業のあり方をとらえ直し、原点に学び生活や地域課題に向き合った学習に力を入れ、その学習の成果をコミュニティづくりに生かしていくよう考えなくてはならない。市町村合併に伴い、地域自治区や都市内分権など地域の再編や行財政改革により指定管理者制度の導入、使用料の有料化、公民館の一般部局化や住民協議会への委託化などを模索する動きがある。これからの公民館のあり方を模

索をする。

こうすることで、新しい公民館活動に向けての第1歩が既に始められているとこのように思います。今後の方向として3つ打ち出しております、民間委託を受け入れず直営を堅持する。公民館有料化は受け入れず無料の原則を堅持する。一般行政局への移管ではなく教育機関としての公民館を堅持する。こういう方向で取り組もうとされています。

また、この長野県の県下の中でも公民館活動でも新たに始まった地域自治組織の取り組みでも、さらにその先端を行っている、全国の先端を行っているその1つであると思います飯田市の19年度公民館の基本方針、ここでは次のように述べています。

地域づくりの基盤である人づくりに大きな役割を果たしてきたが、今日、自治基本条例、地域自治組織など市の新しい枠組みが始まる重要な年です。中でもこれまでの地域自治のありようを大きく変える地域自治組織の仕組みづくりが真に成立するためには、自治の主体となるべき地域の担い手づくりが重要な課題となっている。もとより公民館は生涯学習の場であり、地域づくり、自治の担い手を育成する場です。これからは地育力、地域を育てるという育の地育力向上の拠点として地域協議会のまちづくり委員会の中にしっかりと根を張り、社会教育の機関として地域に役立つ公民館活動を進めていく。このことを打ち出しています。

その中で4つの運営原則を改めて明確にされています。

地域中心の原則。地域ごとに設置された公民館は、常に地域を中心としてとらえた学びの場として取り組んでいくということ。2つ目には並列配置の原則。公民館はそれぞれ特徴があってもすべての地域で取り組むとこういう原則。それから住民参加の原則。公民館を設置しそこに職員を配置することは行政の役割だが、公民館の事業の企画運営は住民自身によって組織された専門委員会や運営委員会体制、こういう形で取り組んでいくと。最後に機関自立の原則。教育行政が一般行政から一定の独立性・中立性を保っている、こういうことに基づいて公民館が自立した体制を持つ。こういうことで4つの運営原則を改めて明確にされています。

私は、活動の内容については長野や飯田市のこういう取り組みが今後の与謝野町のまちづくりや公民館活動のあり方としても大いに参考にすべきものだというふうに思っています。当町でも公民館活動のあり方を見直すときではないでしょうか。

例えば公民館活動の要件としている要綱ですが、講座の数や参加人数で公民館活動を組み立てるのではなく、何人からでも地域の課題に向き合い学習や共同の取り組みを始めることが大事ではないでしょうか。どのような規模でも地域性でも、その地域に合った取り組みを住民自身が選択して創造して取り組んでいくことが大切だと思います。公民館活動は人づくりであり、地域づくりに取り組む新しい与謝野町を担う人材を育てるこういう大切な公民館活動としてのあり方。新しい方向に向けてさらに進めていく。このことが求められていると思いますが、教育長のお考えをお聞きます。

また、このような公民館活動であればどんな行政区でもできるのではないのでしょうか。反対に、どんな行政区でもできる公民館活動が求められているのではないのでしょうか。すべての行政区で公民館活動に取り組む並列配置の原則、当町でも必要ではないかというふうに思います。また、公民館活動は住民の自主的活動を重視しており住民の独自の活動のように見えますが、自治区に協力していただいても明確に行政の事業ではないのでしょうか。すべての活動がマイクロバス

の利用が可能だと思います。年2回と規制するのではなく、ほかの事業と調整しながらも積極的に活用する姿勢が必要ではないでしょうか。少なくとも、年2回に初めから制限すべきではないのではないのでしょうか。これらも含め、与謝野町における今後の公民館活動はどうあるべきかお考えをお聞きします。

次に建物としての公民館の位置づけ、運営についてお聞きします。

当町には、さきの全協でもありましたが公民館と地域の集会所としてのこの自治会館、2つの形態があります。公民館は社会教育施設として町が建設し管理する、そして職員により運営をするのが基本こういう施設です。旧町単位の公民館は今もこの形態で行われています。しかし、先ほど紹介した公民館活動のように地域づくりの住民参加の人材を育てるには、与謝野町のように人が歩いていける範囲、行政区ごとに配置することが大切です。この地域公民館では町の公民館としての位置づけとともに、住民にとっては公民館活動をしていようがしていまいが自治区の会館としての機能もあわせ持っています。公民館としてだけの運営でなく、この2つの機能が共存しているこのもとでの位置づけを明確にして、運営をすることが現段階では大切ではないのでしょうか。すべての自治区に1つの自治会館としての位置づけで、その面では公民館の運営経費は同じ対応をする。その上に公民館活動にかかわる予算を予算配置をする。条例で公民館と位置づけしていれば町の社会教育施設として館の建設は町の責任で行う、こういう整理が必要ではないのでしょうか。

3つ目に、この点については教育長及び町長に質問をします。行政と自治区の関係についてお聞きをします。

自治区の変化ですが、市民活動が活発になりリーダーが育つ中で、行政の下請の仕事や行政からお金や仕事を得ていることに疑問を持つ自治区があらわれていました。さらに合併でその流れが加速をしています。9日付の朝日新聞に「町内会自立の兆し」という見出しで特集がされていました。町内会のあり方を平成の大合併を機に見直す自治体がふえてきたと。行政の末端組織として利用してきた町内会を、行政が財政難や公益化を背景に切り離す例が多い。そういう自治区で反対に防災やまちづくりに独自に取り組み、行政と住民の協働が実現する例が多いという記事です。与謝野町では、自治区は行政とは独立した住民の自主的な組織だと思っています。行政の出先機関としての行政区なのか住民の自主的な活動としての自治区なのか、まずこの点をお聞きします。

私は、自治区でありながら行政と密接にかかわって運営がされている、行政の末端組織としての機能や下請的な活動などもされているこういうふうには思っています。どこでも行われている多くの運営形態であるというふうには思います。さきに紹介したように、自治区の運営も変化が始まっています。どちらがいいとは言えないと思いますが、行政の他部組織ではなく住民の自主組織であるならどういう組織、運営、活動をするかは自治区が決めることであり、行政の都合で変えなければならないということはないのではないかと思います。24の自治区が同じ行動をとらなければならないこともなく、行政から自立する自治区が生まれてもいいし、より行政に近づき行政の出先機関である地域協議会をも自治区自身が運営してもいいのではないのでしょうか。少なくとも、町が合併をしたから違う運営をしてきた自治区すべてが同じ形態に変えなければならないことはないのではないかと思います。

自治区は住民の暮らし、地域の思いに基づいて長い歴史の中ではぐくみ育ってきたもので、その地域性をより生かしてこそ行政やまちづくりに貢献もできるし協働も進むのではないのでしょうか。行政区としての町の位置づけと自治区としての住民自治の位置づけを明確にして、新たなまちづくりに取り組むことが必要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。町長にお聞きをいたします。

最後に町の総合計画、行財政改革など新しい町の骨組みがつくられようとしています。町の行政区としての地域協議会、住民の自治会としての自治区、地域コミュニティーづくりを支える人づくりとしての公民館活動など、住民参加・住民自治を進める与謝野町の骨組みをつくる時、それにふさわしい行政機構もご検討いただきたいと思います。検討の結果、長野県のように一般行政局でなく教育機関として堅持することも1つの結論だとも思います。

私は、この取り組みを効果的に進めるためには、与謝野町ではせっかくなつく地域振興課をもっと生かすことが効果的ではないかと思えます。公民館や公民館活動、自治区などを地域振興課の所管に移し一体的に取り組むことで、各地域の歴史や風土を生かした特徴ある地域づくり、地域コミュニティー活動に取り組めるのではないかと思えます。町長のお考えをお聞きをして1回目の一般質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 野村議員の私へのご質問にお答えいたします。

1点目の公民館活動のあり方についてのご質問ですが、時代が急激に変化する中で、住民1人1人が生涯にわたって潤いと生きがいを持って充実した生活を営むことができるよう、生涯学習社会の実現を図ることが重要な課題となっています。公民館活動は住民の身近な学習・交流の場として生涯学習の推進に大きな役割を果たしていくものと考えています。さらに地域活動の拠点としての役割もあります。都市化、核家族化、就労形態など社会の変化の中で地域の連帯意識が希薄化し、日常生活において地域社会とのつながりが少なくなってきました。当地域においても当てはまることではないでしょうか。

こうした状況の中で、公民館には地域活動の拠点の1つとして地域の連帯意識の形成、コミュニティーづくりに資する積極的な役割が期待されているところです。このため、例えば地域の伝統文化、祭りなどを保存・伝承する活動、地域の環境美化のための活動、若者と高齢者との世代間の交流活動など、プログラム化された学習の場の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ情報収集、意見交換、アイデア交換などができる自由な交流の場を提供することも大切であると思えます。

青少年問題は、学校や家庭と地域社会がそれぞれの役割を果たしていかなければ解決できない状況下にあります。また、男女共同参画を支援する活動、地域に在勤・在住する外国人などとの交流を通じて異文化交流、人権意識の高揚、高齢者や障害者などへの考慮、災害時の避難場所など今後重要性を増すものと考えています。

さらに、生涯学習をテーマにまちづくりを展開する例は多く見られます。議員先ほどご紹介されました長野県や滋賀県、兵庫県など。特に、農村部の市町村で取り組まれ町の活性化のきっかけとなった例もあります。これは教育、文化、産業などあらゆる分野の人々が知恵を出し合いな

から、その地域の特色をつくり出したり心の触れ合うまちづくりを目指すもので、公民館はこうした地域の人づくり、まちづくりに参画し、活動の実現に大きな役割を果たすことが期待されています。これからの公民館は、利用者の立場からより一層利便性・効率性に富んだ施設運営が望まれ、例えば青少年が交流・交換できる場の配慮、家族ぐるみで参加できる事業の工夫や運営方法の改善、絶えず事業評価を行い公民館運営審議会を適時適切に開催し、審議会委員としては女性、青年などを登用し利用者の声が反映できるような体制となるよう配慮することが重要と考えております。

特に中央公民館、地域公民館については地域の生涯学習の拠点としての役割を果たすため、十分な職員体制や施設内容、規模を備えた公民館として整備を図っていくことも重要であります。一方地区公民館、地域の実情に応じて各館に特色を持たせ、これらを有機的に配慮するよう整備することが必要です。公民館は住民の要望を十分反映した運営方法の工夫・改善に努め、事業や活動の成果を絶えず評価・検討を行い身近な学習の援助機関としての役割を十分達成できるよう、教育委員会としましても現在社会教育委員会に公民館のあり方も含め与謝野町社会教育推進基本計画を諮問し、大学の教授、学識経験者にも加わっていただき協議をいただいております。今年度中には答申をいただけるものと期待しているところでございます。

次に、自治会館との位置づけを明確にとのご質問ですが、確かに公民館は社会教育施設として位置づけをされておりますが、与謝野町の地区公民館はすべて自治会館としても活用されていることはご承知のとおりです。住民の方々も公民館は自治会館でもあるという認識をされています。行政の方で位置づけをはっきりさせてはとのことですが、公民館は建物同様に自治活動と公民館活動に関して重なる部分もあり区分しづらい部分があり、ある意味ではあいまいな点があります。その意味で、公民館活動を行っている施設は公民館と位置づけし、その他の施設は自治会館と位置づけることも1つの考え方とっております。

ご質問の趣旨とは少し離れたかと思いますが、教育委員会の立場としては、自治会活動の中心に公民館活動はあるとの意識を持っていただくことがよいのではないのでしょうか。以上、甚だ不十分でございますけれども野村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の3点目についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、自治区は行政機構とは独立し住民による自主組織であることは間違いがないというふうに思います。先ほど言われましたように行政区とまた自治区という両面を持っているというそういう議員のお考えですけれども、そうした部分も大変あるというふうにも認識はいたしております。しかし、私ども行政の下請的な組織だというふうには思っておりません。良好な協力関係を保ちながら対等な立場で協働を進めていくべきであり、行政の都合で左右されるべきではないという点では一致しているのではないかというふうに思います。与謝野町では毎年区長会等を開催し、町の重点事業やあるいは事業についての説明を申し上げておりますが、決して上意下達の方で行っているのではなく自治区のご理解とご協力をお願いしているわけですので、ご理解いただきますようお願いしたいというふうに思います。

また、自治区あるいは住民との協働を進めるには6つの基本原則があるというふうに考えてお

ります。1つ目には、住民活動と行政は対等の立場に立つことの対等の原則。2つ目には、住民活動が自主的に行われることを尊重する自主性尊重の原則。3つ目には、住民活動が自立化する方向で協働を進めることの自立化の原則。4つ目には、住民活動と行政がそれぞれの長所・短所や立場を理解することの相互理解の原則。5つ目には、協働に関して住民活動と行政がその活動の全体、または一部について目的を共有することの目的共有の原則。6つ目には、住民活動と行政の関係が公開されているということの公開の原則でございます。以上の6つの基本原則を大切にしながら、自治区や住民の皆さんとの協働を進めていきたいというふうに考えております。

次に4つ目のご質問にお答えいたします。

議員が申されましたように、総合計画や行政改革大綱など新しいまちづくりの枠組みを現在進めているところでございますが、こうした行政改革大綱につきましては中間案が発表され、内容につきましては先日の議会全員協議会で説明をし意見も求めたところでございます。中間案の中では、職員数について早い時期に類似団体並みの職員数に削減するべきとの厳しいご意見もございました。また、地域振興課の位置づけが不明確であるというふうな意見もございました。そうしたご指摘の件は1つの考えとして傾聴に値するとは思いますが、町としましても今後職員数を削減していかなければならないことは必須でございます。中間案に示します職員定数の削減計画はあくまでも類似団体を参考にしたものであり、与謝野町としてどの部分をどのように削減していくかは今後の検討課題でございます。

議員ご指摘の地域振興への所管がえにつきましては、今後組織のあり方、とりわけ公民館のあり方と深くかかわりが出てくるかというふうに思いますし、各課の所掌事務あるいは適正な職員数等を検討していく中で、先ほど申し上げました6つの基本原則をもとにした協働が一層進むように考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解がいただきたいというふうに存じます。

以上、非常に不十分だとは思いますが野村議員の1回目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、2回目の質問をします。

まず教育長に再度質問をします。

先ほど冒頭に公民館活動のあり方、多くの取り組むべき課題をご答弁をいただきました。最初に述べられたことは大変多くの課題を含まれており、なかなか地域公民館での公民館活動をそういう立場でしようと思うと困難な面もあるかなというふうに思いますが、中央公民館などそういうところでの取り組みについては、町の職員を配置してそのような活動に取り組んでおられるというふうに理解をしております。

きょうテーマとしている問題が、いわゆる地域づくりという意味での歩いて行ける場での公民館活動、ここでの今後のあり方ということでお考えをお聞きしたわけですが、その点についてもご回答いただいておりますが、基本的に公民館活動というのが社会教育の仕事として社会教育法に基づいて言われています。社会教育法の目的の中では先ほど言われたような趣旨、いわゆる教育、学術及び文化に関する各種の事業を行いとこういう形で個人を育てていく生涯学習、ことういう側面は非常に強いかなというふうに思っております。

その中でも、長野県や飯田市のようにいわゆる地域づくりを支える担い手を育てていく、地域

に向かった、目を向けた公民館活動というものが進められて、そういう中で新しく飯田市でも合併が行われて地域が広大になる中で、こういう公民館で育ててきた人材を生かされて地域協議会という地域自治組織を立ち上げられているとこういうふうな状況になっているわけですが、そういう面では当町の場合は公民館活動をしてきた町としてこなかった町、そしてしてきた町の公民館活動も長野県の方針の中にもありましたが学級とか講座、こういうところが中心に今までしてきたというふうに言われていますが、こういう点でも、してきたところでも一層そういう公民館が地育力を育てていく、地域を育てる力を育てていくこういう活動としてさらに前進させていく必要があるのかなというふうに考えています。

先ほど、推進基本計画を検討中で今後そういう中で進めていかれるということでした。そういう意味では、社会教育として行政の仕事ではあるけれども住民が中心となって進んでいるということではありますが、しかし一方で、やはり行政として必要な職員の配置、人材の配置、予算の配置こういうものも大きな力、行政の責任ではないかなというふうに思っています。こういう地域公民館活動に対するこういう行政としての取り組み、これは今までの公民館活動とは全く変わってくるというそういう意味でも、新たな予算配置や人材配置が必要ではないかなというふうに思っています。こういう点で、今後このような点についてはどのようにお考えかお聞きをします。

それからもう1点は公民館の運営についてですけれども、先ほど言われましたように公民館活動をしている、あるいはしていないということで公民館と自治会館というそういう位置づけが行政の方で変わるということは、住民にとっては非常にわかりにくいのではないかと。住民からは公民館活動をしていようがしていまいが自治会館なんですね。行政の方はそれによって仕分けをしてきて運営に差がついてくる。こういうことは現在では非常に理解しにくいのではないかと。とりわけ、今まで公民館活動がなかった地域で新しく始めてもらおうという今町が打ち出している施策、こういうことを住民に理解してもらおう上でも、この辺の今行政が示されている考え方、整理の仕方では私は難しいのではないかとこのように感じています。

だからもう1度お聞きしますが、公民館活動をしていてもしていなくても行政の条例で公民館として指定しているところは、これはやはり行政の社会教育施設として公民館としての位置づけがいのではないかなと。それに、そこですべてに公民館活動をしていただくのは行政の仕事でありますし、もちろん住民自身の活動が伴わなければ実現できませんが行政の仕事であろうというふうに思います。したがって、行政の方からは公民館活動をしていてもしていなくても公民館として位置づけてその館を運営していく、建設していくということが1つは必要ではないかと思えます。この点について再度お聞きをします。

もう1つは、先ほども述べましたがすべての自治区で、行政から言えば行政区で公民館活動をしていただける公民館を公民館として位置づけて、取り組んでいくというそういう姿勢がいのではないか。住民の方がしていただければ自治会館から公民館に変えるというそういう姿勢ではなくて、行政の方からすべての行政区で自治区で公民館をつくるという。並列配置の原則というふうに飯田市で言っていたという姿勢が必要ではないかなというふうに与謝野町でも私は思いますが、この点について再度お聞きをします。

それから町長にお聞きをします。

先ほどご答弁いただきまして、行政区と自治区の両面の側面を持つというご答弁をいただきま

した。今の自治区が行政の出先機関ではないし住民自身の自治組織だということは述べていただいたわけですが、さらにその後行政区と自治区の両面の側面を持つというこの辺がちょっとわかりにくいかなというふうに感じます。行政が行政区に必要な仕事をする上で自治区に協力をしていただく。協働の姿勢で協力していただくよう働きかけながら仕事をされるこのことは当然だというふうに思いますが、だからといって自治区自身が行政区と自治区の両方の側面を持つということはまた別の問題ではないかなというふうに感じます。そういう意味で、自治区が住民の自主的な自治組織であるならば、その運営形態さまざまな問題について、行政の都合でそのことを決めるといふことにはならないんじゃないかと一番最初に質問しましたが、この点についてはいかがでしょう。

特に今、合併でそういうそれぞれの区のやり方が違ったり活動内容が違ったり、いろんな違いがある中で行政が一つになったと。行政の行政区の仕事としてはこういうふうにやりたいということで、この問題ではこの区が違う、この問題では違う区が違う、いろんな問題があるというふうに思うんですね。しかしそれは行政に合わせて区にこう変えていただきたいということではなくて、それぞれの区の自主的な運営に行政が合わせていくこういうことが、こういう姿勢が必要ではないかというふうに私は思っています。

こういう点については今どのような形で進められ、今後進められようとしているのかお聞きをいたします。先ほど言われました6つの基本原則、これについては非常に大事な内容だなというふうに思っております。そういう点を踏まえながらも、今お聞きしました内容について再度お聞きをいたします。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 野村議員の2問目の私へのご質問にお答えします。

確かに公民館の機能・役割につきましては議員さんご指摘のように時代とともに変わってきたことは事実でございます。現在のところは先ほど紹介されました事業の2つの目標、3つ目が多分地域の福祉の向上に資するというのがございます。したがって、前半2つにつきましては生涯学習時代への対応、それからもう1つの福祉の方につきましては現在が抱えているその課題へと、それが地域の連帯意識の形成、コミュニティーづくりという形で現在公民館は使命を与えられていると言えると思っております。

したがって、先ほど議員さんご質問のそうしますと行政の方として人的・物的な支援をすべきだというご主張でございますけれども、確かにそれは地区の公民館といえど私どもの職員を配置し、そして地域づくりに携わっていくというのはこれは理想だとそのように思います。しかしながらそこまで、先ほど町長の答弁でもございました財政的な状況もございまして、地区公民館の方に私どもの職員を張りつけるということは現在のところとても無理だとそのように思っております。しかしながら、いろいろ指導・助言と言えは高飛車な感じでございますけれども、そうではなしに相談には応じていくよう私どもの方の事務局で考えていきたいとそのように思っております。

次に公民館と自治会館の区別、それにつきましては現在のところ私どもの立場としては、やはり公民館というものにつきましては社会教育法の中でうたわれているその事業をやっていくものを、やはり私どもとしては公民館という位置づけにして、その活動の実態を重視して区別をさせても

らいたいとそのように思っておるわけでございます。やはり公民館は以前議会でもお答えしましたけれど、公民館活動というのは建物がなくても十分できるものでございます。しかし建物がある方が便利だと。それに応じた建物があれば非常に効率的だという観点から、建物を公民館と呼んでそこで活動をしているというそういう実態がでございます。

いずれにいたしましても、私どもとしましては公民館活動を推進していくそのねらいに合わせて、自治会館と公民館を区別させてもらっておるわけでございます。したがって、3問目のすべての自治会館を公民館にというご主張でございますけれど、それにつきましても私どもとしましては、その建物を使って公民館活動をしていただければ、条例にいつでも位置づけはさせていただきますとそのように今までも答弁させてきてもらっておるところでございます。

いずれにいたしましても大切なことは、地域の方々が自治会館であろうと名称が公民館であろうと、とにかくその場所を1つの寄り町のようにして集まっていたりしながら地域づくりのこと、また地域のコミュニティーづくりに資するようなことそうしたことをいろいろ話し合ってもらい、また時にはそれから学習を進めていってもらえばそれに越したことはございませんし、私どもの願うところでございます。

以上、雑駁な答弁になりましたけれども答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと私自身が混乱しているところがあったかと思うんですけども、現在いろんな地域の成り立ちの流れの中で、今現在の中にそういう行政区といいますが生涯学習の拠点として位置づけられた公民館と、地域の集会所的なものがあるわけでございますので、そうしたものを今後やはり行政の方がこうあらねばならないというような形での押しつけといいますが、そうしたものについては決してそういうつもりもございませんし、やはり地域の方たちが先ほど教育長が言われたように、あろうがなかろうがやはりその地域の中で自分たちの課題等を勉強したり、あるいはコミュニティーを図るためのいろいろな活動をされたりというようなことを進めていただくというのが本旨でありますので、その形には余りこだわってはおりません。

ただしかし、社会教育法の中で位置づけられた一応合併のときに整理させていただいた公民館活動をする場所とそれからそうでない場所について、一定の整理をさせていただいたということでございますし、住民の方が行政に合わせていくのではなしに行政の方がそうした住民の方たちの思いに合わせていくということが本旨ではないかというご質問でございますけれども、非常にそれぞれの地域の考え方あるいは公民館としてのとらえ方が、やはりまだまだ不統一といえますか1つの考え方になっておりません過渡期でございますので、そうした中で今後についてはいろんな問題も出てくるでしょうし、現実財政的にあるいは人材を派遣してそしてともに協働してやっていくということについては非常に難しいので、先ほどおっしゃったようなある程度その地域振興課というあたりがそれらの活動をフォローしていくようなそういう業務を持つということも、教育委員会だけではなしにそうした形も必要ではないかというふうに考えております。

非常に悩ましいところでございまして、どちらが先か、鶏か卵かみたいなところがあるんですけども、町の考え方としては今の時点では一定のそういう整理をさせてもらった中で、地域が頑張ってもらっていただくようなサポートをしていくということでご理解が賜りたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 3回目の質問をします。時間がもうありませんので、教育長に3点ばかり質問します。

私がすべての行政区で公民館というのは、建物という意味ではなくて公民館活動が必要ではないかということをお聞きしたわけですが、これは先ほども言いましたが、まちづくりを支える人材を育てるのが公民館なんですから、たとえ小さな行政区だろうと、そして都市的なところで本当にこじんまりして何でも近くにあるからということではなくて、まさに支える人材づくりはすべての行政区で必要ではないかと。だからすべての行政区で公民館活動が必要ではないか、館がなくてももちろんできますのでということをお聞きをしました。

それから先ほど2点目ですが、予算やそういう点では1回目も言いましたが新しい公民館活動をしていただきたいということでの要綱が、活動の実態を重視してと言われましたが、今この要綱の基準事態が難しい、基準の方が難しいというふうに思うんですね。10講座以上で1回10人以上ということになっています。こちら辺は見直していただいて、もう少しその地域に合った活動をしていただけるとい、人材づくりがその地域に合った人材づくりをしていただける内容であれば公民館活動として大いに進めていかれたらいいのではないかと思います。

それから2つ目には、予算等々も当然必要だというふうに言っていただきました。そういう点では予算をかけずにできる先ほど1回目に言いましたが、マイクロバスの利用は最初から2回以内ということではなくて、町のバスは何回使っても恐らく予算はそんなにふえないと思いますので、こういう点については直ちに、公民館活動は町の行事としてどんどん使っていただくということをしていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありませんので、以上だけ質問しまして私の一般質問を終わります。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） ご質問にお答えいたします。

第1点目、私の取り違えでありました点につきましてはおわびを申し上げます。

すべての地区でございますね、そこで公民館活動が必要ではないかと。そのとおりでございます。私どもはそれをしていただくように努めておりますし、今後もいきたいと思っております。

その中で、2つ目の現在公民館の活動をしていただくために要綱を出しておるわけでございますけれども、確かにご指摘のようなそのようなことがうたっております。しかし、これは先ほどにありましたように確かに現在におきましては地域づくり、地域の人材づくりあるいはコミュニティーづくりというものが非常に重視されてきております。しかし一方に、先ほど申しましたように社会教育本来の現在で言いますと生涯学習にかかわる事業、それを進めていくのはまた私どもの務めでございます。その意味からいまして、やはり公民館活動としましたら1つの柱立てをしていただいて、それを目安にさせていただいて活動してほしいと。それが、私どもが要綱で示しているところでございます。したがって、これは私どもは絶対というような条件づけはしてないはずでございます。1つの目安、基準、目標。そのように柔軟に考えております。ただ1つの活動への目安になるように取り組んでもらうためのやつで、説明は担当の方そのように説明をさせてもらっているところでございます。

それから、予算に関連いたしましての公民館活動に伴います町のバス利用の件でございますけ

れども、これにつきましては全町的な調整がございまして現在のよう形で落ちついているわけでございますけれども、ご指摘のとおり、こんなことを言うと語弊があるかもしれませんけれども、教育委員会としてはもっと多くの回数を要望していたつもりでございます。今後もできるだけその公民館活動等にかかわるバス利用につきましては、枠を広げてもらうように努力はしていきたいとそうように考えております。以上でございます。

1 番(野村生八) 終わります。

議長(糸井満雄) これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。

ただいま25分でございますので40分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

(休憩 午後2時25分)

(再開 午後2時40分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に16番、有吉 正議員の一般質問を許します。

16番、有吉 正議員。

16番(有吉 正) 私は通告のとおり、商工会の合併と産業振興、個人の住宅の耐震補強工事に補助金は出せないものか、里守犬、追い払い犬のことですがその登録審査会の設置、有機物供給施設のプラントの修繕、以上4点町長に質問をいたします。自然災害にもまた経済的にもより安心・安全な町 与謝野町にしていくため、よろしくご答弁をお願いいたします。

初めに、商工会の合併と産業振興について質問します。

旧3町の商工会が来年4月1日合併をされます。今それに向かって合併協議中と聞いております。せんだって商工会の会長、副会長、事務局長さん方と産業建設常任委員会との懇談会がありました。今の与謝野町の経済状況を反映し、非常に厳しい意見が出されたと感じております。具体的な案件では、合併記念として京丹後市が京丹後市商工会の合併記念事業と合わせて実施する額面総額1億円の割引商品券に対して補助を出されますが、ぜひ我々もそれを実施したい。それに協力をお願いしたい。また野田川のおりっこカード、加悦の夢カードを1つにして、岩滝の商店にも参加を呼びかけて1つのカード事業にしたいこのようなことをおっしゃっておられたと思います。お互いが反目し合うのではなく、それに向けて商工会と行政でプロジェクトチームをつくり意見を出し合ってほしいそのように願いますが、町長いかがでしょうか。

次に、個人の住宅の耐震補強工事に補助金が出せないかについて質問をいたします。

個人の住宅の耐震診断が3万円で受けられます。2,000円が自己負担で残り国2分の1、府4分の1、町4分の1で建てた年度、広さなど制約はされるようですが受けることができます。診断の結果どうするのかということが大事で、震度何がして倒壊の危険と仮に診断された場合、補強工事に対して補助金を出すことについて、どのようにお考えを持っておられるのか町長に質問をいたします。また国、府はどのように考えているのかあわせてお答えをいただきたいと思えます。それから、町営住宅の建てかえ計画を旧町それぞれ持っておられたと思います。与謝野町として計画を早くつくらなければなりません。また古い町営住宅の建てかえを急ぐ必要があると思えます。これについて、町長のお考えを聞かせてください。

次に、里守犬の登録審査会の設置について質問をいたします。

先日、京都府の保健所の方と農林課担当職員、里守犬を飼われる予定の方、そして私の話し合いがありました。保健所の方からの資料では、平成19年8月9日環境省の報道発表資料、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の改定案に対する意見募集、これはパブリックコメント、これが8月7日から9月7日のパブリックコメントがあり11月より実施されるとのことでした。

8月10日付朝日新聞に関連記事が載っています。

保健所よりの資料では、犬の飼養及び保管に関する基準、ちょっと読み上げてみます。犬の所有者等はさく等で囲まれた自己の所有地、屋内、そのほかの人の生命・身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であって適正なしつけ及び訓練がなされており人の生命・身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合はこの限りではない。(1)警察犬、狩猟犬等をその目的のために使役する場合。(2)ここに新しくつけ加えられたと聞いております。人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣に対する被害を防ぐための追払いに使役する場合。とこのように、追払い犬のことが明記されております。

保健所の方の話では、ただし所有者の責任はついて回りますと。しっかりと管理をしていただきたいという保健所の方の見解でありました。追払い犬の先進地である長野県の南木曾町と書いてなごそちようと読むようですが、南木曾町ではより地域の方の安心と理解を得るために登録審査会をつくっておられます。この12月には訓練所に入れて来年3月には里守犬が誕生する今の予定にしております。町長、この審査会についてのお考えをお聞きいたします。

追払い犬のことでは、森下前議会事務局長には先進地への問い合わせなど大変お世話になりました。旧加悦町教育委員長であられました井上ユキオ先生にもいろいろとお考えなどをお伺いいたしました。私ごとにはなりますが、小さいころ私も犬を飼っておりました。当時は放し飼いです。またシートンの動物記とか戸川行男、これはイリオモテヤマネコを発見した動物文学者で直木賞作家なんですが、その本もよく読みました。ジャック・ロンドンの野性の呼び声も今から思うと印象的です。

最近、秋になると思い出されるのが黒澤明の7人の侍です。村を収穫のころになると盗賊が襲います。そこで、食い詰めた浪人に頼んで村を救う映画であります。7人の侍ならぬ7人の、7匹の里守犬で岩屋地域ぐらいは有害獣から守れるのではないかと。安心して農業ができる、あるいは家庭菜園ができるそういった環境にしたいとこのように考えております。京都府の条例制定が昭和46年に制定されております。以来36年たっています。温故知新、古きをたずねて新しきを知る。時間はかかると思いますが、地域の理解を得ながら進めていければと考えております。

最後の質問になりますが、有機物供給施設の機械の修繕について質問をいたします。

豆っこ肥料として旧加悦町に定着をし野田川にも使う農家がふえてきていると聞いております。豆っこ米としてのブランド米でも知られてきております。肥料をつくる機械のギアとチェーンの磨耗が激しくフル稼働できないし、またいつ動かなくなるかわからない状況とも聞いております。また、ペレットをつくる造粒機のベルトコンベヤーの取りかえも必要とのことでした。この9月補正にそういった修繕は上がっておりません。今はこの施設も町直営の施設であります。今後のス

ケジュール等をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員のご質問にお答えいたします。

1番目の商工会の合併と産業振興でございますが、家城議員のご質問でも答弁させていただきましたように、現在3つの商工会の合併調整が着々と進んでおります。有吉議員のご質問は、合併記念に向けて商工会、行政で新たなスタートへのプロジェクトチームをつくられてはとのご提案でございますが、確かに合併を契機にとの考え方も1案とは思いますが、それまでに3つの商工会が合併し新商工会としての方向性を打ち出すことが先ではないかというふうに考えておまして、その段階で、行政と商工会が一体となってなすべきことを議論し、具現化する流れで進めることの方が円滑に事が進むものと考えております。

現在でも商工会と担当課での情報交換や意見交換の場を設け、地域内の景況や企業の取り組み等の情報共有を行い産業振興について議論がされていると認識をいたしておりますが、合併されましたら3つの商工会の考え方も一本化されますので、絞り込んだ意見交換も行えるものと期待をいたしております。また、現段階でも商工会の合併協議の中で新商工会の基本方針といいますが、進むべき道を議論されていると聞いておりますが、担当課長はその一員として参加しておまして、さらに商工会職員で組織されます幹事会にも主管が参加いたしておりますので、その中で内容を確認しながら意見等も申し上げる機会がございますので、合併準備の段階ではなく新商工会が誕生し方向性が明確になり、加えて組織体制が整った段階で調整を図りたいというふうに考えております。

次に2番目の、個人の住宅の耐震補強工事に補助金は出せないかとのことでございますが、個人住宅の耐震補強工事に対する補助金については現在国、府で補助制度を創設することで準備が進められておりますので、町でも補助金を受ける条件の1つである住宅耐震改修促進計画を今年度予算で策定することにしております。ただ、実際に補助金交付を受けるための詳細な内容、条件等については未定であり、現在京都府が各市町村の意見を取りまとめている段階のため、府の補助要綱が決まってから町の補助要綱を制定するという事務手順となります。制度の開始時期につきましては未定ですが、町の補助要綱ができ上がり次第町民の皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

また56年以前の町営住宅は、取り壊し、建てかえの方針が決まっている住宅を除けば3団地34戸あります。町営住宅の整備方針については、旧町時代の計画を見直しながら新町住宅マスタープランを策定することが必須となっておりますので、今後策定する住宅耐震改修促進計画の中でも十分協議をし、今後も維持管理していく町営住宅の耐震化を進めていく方法について決定していきたいというふうに考えております。

次に3番目の、里守犬、追い払い犬の登録審査会の設置についてでございますが、6月の一般質問でもありました里守犬ですが京都府の関係機関と調整が進み、岩屋農業環境対策組合を母体として岩屋の奥地地区でその取り組みが実施されるとお聞きしております。追い払い犬の先進地の例を聞いてみますと、兵庫県の加美町ではことしの6月から猿の追い払い犬を実施されており、

猿の出没情報があつた場合に追ひ払い犬と飼ひ主が現場まで行き犬を放し、帰ってくるまで飼ひ主は面倒を見なければならぬという流れになっているようです。

しかしどのような犬でも追ひ払い犬になれるものではなく、座れ、伏せなどの服従訓練や笛を使った呼び戻しなど、追ひ払い訓練を経た候補犬をテストし合格した候補犬を実地訓練させ、追ひ払い犬として問題がないことが認められた場合に限り、町の登録審査会において追ひ払い犬として認定しているというふうにお聞きしております。

このような中で全国的な取り組みが広がりつつある追ひ払い犬について、先ほど議員もおっしゃったように国も11月をめぐりに家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部を改正し、適正なしつけ及び訓練がなされており人の生命・身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は係留しなくてもよいとの方針を示し、野性鳥獣による被害を防ぐための追ひ払い犬に門戸を広げるようです。

また京都府も、国の法律に準じるというふうにお聞きしており、先ほどご紹介があつたように先日の9月5日に京都府丹後保健所及び町の担当者、岩屋地区里守犬の関係者の3者で会議を持ちました中で、京都府から訓練をしっかりとっていること、人に迷惑を及ぼさないために田畑や付近住民を対象とした説明会等の合意形成を図ること、人やペット等をかむようなトラブルがあれば飼ひ主の自己責任であることなどの指導をいただいたとお聞きしております。

岩屋地区内では、岩屋農業環境対策組合の取り組みとして12月から綾部市にあるドッグスクールで来年の3月まで4カ月間訓練し、その後地域住民の合意形成を図るべくお披露目会を開催して、平成20年度の春をめぐりに里守犬として活動する計画があるというふうにお聞きしております。

お尋ねの登録審査会については町内の状況を見て判断したいというふうにお聞きしており、法律に定められた枠内で必要な訓練を行い、地元の合意形成も図られた中で関係者の責任の範囲内において取り組んでいただきたいというふうにお聞きしており、現在のところすぐに設置する考えは持っておりません。有害鳥獣対策については町民の具体的なニーズは高いものがあるというふうには思いますが、追ひ払い犬については今後の状況を見きわめる必要があると考えており、岩屋地区には町内での先導的役割を担っていただき、他地区への広がりを期待したいというふうにお聞きしております。

次に4番目、有機物供給施設の修繕についてのご質問でございますが、有機物供給施設につきましては、与謝野町で生産される豆腐の副産物としてのおからを肥料化し町内の農地に還元することにより、有機農業の普及と自然環境農業の推進を図ることを目的として、平成12年度に農業生産総合対策条件整備事業により事業費2億円、うち町負担の9,000万円は辺地債を活用して導入したものでございます。以来、町が目指す有機農業、土づくりの推進や京の豆っこ米ブランドによる販売戦略、自然環境農業を实践することによる産地のイメージアップや、環境保全に対する意識の向上によりエコファーマー認定につながるなど大きな成果をあげ、現在では野田川、岩滝地域にも利用が広がってきており、豆っこ米生産農家を中心に販売戦略の大きな手法として重要な施設となっております。

機械の現状でございますが、運転中にチェーンが飛ぶ現象も起きており、メーカーの定期メンテナンスの結果において処理機の根幹部分であるギアや軸受け、チェーン等の交換整備が指摘さ

れておりますが、年間必要量である200トンの肥料を計画的に製造する機械の延命を図るため、基本の75%の量に抑えて運転をしている現状でございます。

この豆っこ肥料を使用した豆っこ米生産は面積で67ヘクタール、農家数で約100戸にまで広がってきており、豆っこ肥料はご指摘のとおり当町にはなくてはならない資材として定着してきており、製造がストップいたしますと農家に大きな混乱が起きることは必至だというふうに思いますので、早急な検討が必要だと考えております。

本施設の修繕には約1,200万円程度が必要であり、また多額の予算を要しますが、平成13年3月に導入以来、一般的な耐用年数とされています8年も平成21年の3月には迎えることとなりますので、来年度の予算編成の中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、有吉議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） 2回目の質問に入ります。

豆っこ肥料ですが、そうやってずっと続けていけたら何の問題もない、場合によっては生産量をふやさなければならぬときにどうするかというような問題があるかと思っておりますけれども、農家に迷惑をかけないということができればいいわけなんです、よろしく担当課長の方もやっていただきたいなと、見ていただきたいなと思っております。これはいつかはやっていかなければならないというふうに考えておりますので、できるだけ早い時期にやっていただきたいとこのように思います。

里守犬、追い払い犬のことですが、町長がおっしゃったとおり地元は地元で進んでいきますので、認定審査会については考えておいていただけたらこれでいいなというふうに思います。先ほど奥地と言われたんですが、上地ですので。言われませんでしたか、上地でスタートする予定を今のところはしております。

ただ私は畑山をやっており、また農業もしております。農繁期には夜明けと同時に仕事をいたしております。それで早く目が覚めたときなど夜たまに巡回をいたします。そうすると、奈良公園かというくらい場所によってはシカがおります。これは現実です。それから、彼らは夜しか活動しませんので、イノシシにしても、それが現実だということをやっぱりわかっていたいただきたいなというふうに思いますし、それから今稲刈りがやられております。2番穂が出るころ、植物は生命力がありますのでまた種を取ろうとします。それを食べにまた今から田んぼあたりには相当数、特に兵庫県岩屋峠を越えた但東町あたりは物すごい数がございますので、ぶつからないよう気をつけながらまた夜どこかを走っていただけたらありがたいなと思っております。でも、こういう調査というものはだれかがしないといかんわけですね。

それからちょっと私の考えと違うなと思うのは、確かに加美町は猿を追い払いに使っております。長野県の大町市が猿に追い払いを使っております。というのは、猿が一番何してもきかないということですね。猿が一番難しいわけですね、電気さくしても何してもきかないから。伊根町あたりもおりますし。ただ、犬というのは基本的には動物みんなにはきくと思っております。それが、犬の昔から人間とのかかわりの中で、猿にしかきかないということではないはずなんです。この辺も認識を持っていただけたらなと。私の考えが違っているとも思いません。

これは町の職員さんが亀岡に行かれた資料で、これは兵庫県の加美町で石川イサカという方が麻布大学で犬の発達行動学の研究をして、加美町で先ほど言われた猿の追い犬というのをやっておられるんですが、この方の資料によりますと、最後に犬を利用した理想的集落という形である場合には、ワイヤーで犬がこう動けるような形のワイヤーをしたりいろんな形でこうされたらどうかというような案を出しておられます。ただ、一般の方が犬畜生と昔から言うぐらいで何をするかわからへんという非常に不安も持たれますので、その辺が新しい時代の犬の飼い方あるいは犬とのかかわり方になればいいかなと。ただ私が思うのに、犬でしか防げないんじゃないかなと。

せんだって、岩屋川線を早く目が覚めたものですから4時ごろちょっと走っておりましたら、大きな雄鹿ジカが道路におりました。あそこは150の高さの電気さくがしてあります。どうするのかと思って10メートルほど先ですけれどももうぱっと一飛びで飛んでしまいますし、ひっかかっても構わないつもりなんですわ。支柱が折れるか線が切れるかそれぐらいですし、イノシシなんか穴を掘ってでも入りますし、小さなイノシシが入ったら親はもうどんなことをしてでもついて行きますので、それほど非常に安心して農業ができない状況になっているということだけわかっていただけたらなとこういうふうに思っております。

それから耐震補強につきましては、国や府のそういう形で個人住宅にも出していこうということになったというふうに伺いましたので、これも1つの前進かなと、時代が変わったのかなと、いいことだなと思っております。

商工会の合併につきましては、合併と産業振興でと書いておりますけれども、私は小さなことを言ったわけなんです、今回の一般質問でも多くの議員の方がいろいろと頑張っていたきたいという思いはね、町長あるいは行政の皆さん方にも訴えておられる。私もそのうちの1つなんです、ぜひ新商工会の方向性を出されてからというようにおっしゃいました。この辺は私はそのメンバーではないのでわかりませんが、できるだけ前向きな、あるいは方向性を出すのに一緒に行政の方もいろんな形の中で、会議も課長がいておられる会議があったり主幹が行っておられる会議があるようですが、そういった中でも新しいことをやろうと思えば新しいスタートにできるだけ7月1日から、1年後よりも半年後の方がいいなと私はこう思いますので、ぜひ進めていっていただきたいとこのように思います。

ちょっと質問になったかどうかわかりませんが、よろしく2回目の答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず有機物供給施設の修繕につきまして、3町が合併しました結果たしかこれ昨
年が60ヘクタールだったと思うんですけれども、それが7ヘクタールふえて67になったとい
うふうな形でふえてもきておりますし、今後そういう意味では安心・安全なお米をつくっていく、
また農業の循環といいますが、循環型のそうした農業を進めていく上でも大事な施設であります
ので、そうした意味では、もう中には検討した中で本当にそういう修繕があるいは必要ならば、
これは早い時期にでもやっていくという方向で考えていきたいというふうに思っております。

それから里守犬の話ですけれども、有史以来犬と人間との関係というのは本当に密接な関係が
ありますし、決して猿だけではない。それは羊を追う犬を見ている、オオカミやそうした外敵
から家畜を守るそうした動きなんかを見ている、これは決しているんな特定の動物だけで

はないということは十分承知できますし、せんだっての高校生との話し合いの中でも、若い高校生がその有害鳥獣で非常に困っているというような、何とかならないものかなというふうな本当に身近な問題として考えているということで、これは本当に自分のおじいちゃん、おばあちゃんがやっておられる田んぼが本当に荒らされたり、お父さんがやっているのを荒らされて切実に考えているんだなというふうに思いましたし。

やはりこのことについてはいろんな方法で、せんだってでも講習会も開きましたし、そうした意味であらゆる手段を考えながら知恵を出しながら、動物との知恵比べみたいな格好になりますけれどもできるだけ有効な手だてが打てるようなそうしたことも、今後も引き続き研究していきたいなというふうに思っておりますし、今回の犬については初めての試みですので一定のそうしたきちとした成果といえますか、訓練をされて大丈夫というそういうお墨つきがついた上で、どうなのかという最終判断をさせていただくというような形で進めていきたいというふうに思っております。ぜひこういったことが成功するような方向で進めていけたらなというふうに期待もしております。

最後に商工会の件でございますけれども、決して商工会に対して一切町は知りませんというのではなしに、言いましたのは、やっぱり3町合併しましても当初考えていたのとはまた違った町もそういう事態が多々いろいろと出てきております。そういう中で実際に話の中でこういう制度ができないかとか、こういう補助ができないかというふうなことも出ているというのはお聞きはしております。しかし、新体制の中で役員構成も決まったりあるいはきちっと合併が成り立った上で、やはり今まで検討されたことを町と話し合う中できちっと決めていきたいというふうに思っておりますので、それらを検討するには歩み始めてすぐではなしに、商工会が商工会としてできることをまず考えた上でやっていただくというのが筋ではないかというふうに思っておりますので、そういう意味で、合併後そうした話し合いの中で詰めていけたらなというふうに考えております。そういう意味でございますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） 質問ではありません。

今、講習会とおっしゃっておられたのは、ひょっとしたら元気館でありました私も参加しておって町長もあいさつに来ておられたのでおわかりだと思んですが、わなの講習会。京丹後からは特に多かったですが、宮津、与謝野町、伊根、京丹後市とたしか120名ぐらいの物すごい数の人方だったんです。8月に入って、私も講習会を受けて免許を取らせていただきました。結構金がかかるんですが。私はそういうことは余り得手不得手ないんですが、ただ非常に勉強になったし岩屋の農家の方もほかにも2名ほど参加して皆合格されて、自分らで守らな仕方あれへんということ。

ただ、わなも捕まえたら捕まえたでどうやってこれを始末するか、これがまた鉄砲の免許も結局は取っていかざるを得ないのかなとそういうふう感じておりますし、他力本願ではなしにやっぱり自分らもやっていくということで、みんながそういう思いの人が100何十人集まったということもご理解いただきたいなとこういうふうに思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、講習会はわなの講習会でしたけれども当初20名の予定をしておりましたのが申し込みが多くて120名ということで、急遽場所等も変更させていただいたということですのでけれども。北部とりわけ中心にということで今回初めて開催されました。区長さん初めあるいは振興局長、本当振興局長までお見えになっておりましたけれども、非常にいろんな問題を抱えているという中で、おっしゃるとおり1人でも多くの方がそうした不安をみずからの手で守っていくというような姿勢が、この講習会の人数にもあらわれているのではないかなというふうに思いましたし、非常に心強く思っているところでございます。またこうした機会も今後また持って、協力いただきながらやっていけたらなというふうに思っておりますので、またいろんな指示といいますかご提案をいただけたらと思います。

16番（有吉 正） 終わります。

議 長（糸井満雄） これで、有吉 正議員の一般質問を終わります。

次に10番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

10番、赤松孝一議員。

10番（赤松孝一） それでは、平成19年9月議会の一般質問をさせていただきます。

まず私は事前に通告していますように、打つ手はないのか、与謝野町の活性化対策と。主として地域経済の振興策でございますが、これにつきまして質問をさせていただくわけですが、同じ趣旨の内容の質問が今回たくさんございまして、私とほとんど同じような着眼点で谷口議員も質問をされましたので、いささか同じようなことになるかもわかりませんが、せいぜい角度を変えて質問をさせていただこうというふうに思っています。

今、与謝野町の住民は未曾有の不況に襲われ怒涛に迷う人々であふれていると。このような表現をいたしますと、何を大げさなことだとお笑いになるかもしれませんが、現実夢や目的を持ってない若者、近い将来、目の前の将来に経済不安を感じながらも暮らしている家族、年老いて将来といえども年老いて今現状に体や心に障害やまた不安を感じながらも、年金だよりに細々と生活している高齢者の方々。

このような現状の中で、私は今回の一般質問に当たりまして、私の知っている範囲の人々ではございますが皆さんの意見を聞かせてほしいというふうに意見交換をいたしました。やはりその中で、きょうも出ておりましたが安心・安全、次に産業振興、次に福祉の充実というふうな話がありましたが、それに順位はつけられません、どれも大切なことではありますが、私が直接聞いた意見の中からは、この経済情勢に対する生活不安を訴えられる姿が本当に多かったと。それはくしくも今回の一般質問の中の内容で、商工会、産業、経済こういった点に触れられる議員が7人おられるというふうなことから、やはりそういった地域の現状を今議会で反映しているなとそんなふうに考えています。

そして今の日々の自分の経済不安の次に多かったのが、与謝野町の財政は大丈夫なのかという問いです。今後当町の財源不足が起きたときには自分たちの税金、また自分たちの使用料に影響しないのか。また著しい行政サービスの低下が起きはしないかという不安点です。いずれも町の行政であり個々の財政であり、いずれにしてもこういった財政的な不安を感じておられる方が私は今非常に多いなと。むしろこの部分での心配が私の知る範囲ではトップであるなというふ

うな気持ちで質問をいたします。

お年寄りの方々にもいろいろお話を聞かせていただきました。お年寄りといいましても、もう既に80前後の方々でございますので80歳の方々といえますともう昭和生まれの方がほとんどで、大正時代の方々からはなかなか話は聞けません、昭和の大正元年、大正14年から昭和4、5年生まれの方々でございます。そういった方々のお話を聞く機会がありまして聞かせていただきましたが、その方たちも、戦前戦後不況と呼ぶものはたくさんあったがこんなことは初めてだというふうにおっしゃっています。いろいろ話をしてみますと結局戦争中、戦時中、戦後でも、常に国家的目標また個人の目標が割合わかりやすかったと。また、その先が何とか見える、将来展望ができる範囲のものがあったというふうなことをおっしゃっていました。したがって、いわゆる今現在その不況という名のもとの不安感は、将来展望ができないというところに大きな不安材料が潜んでいるのではないかというふうに私なりに分析をしております。

経済という言葉がありますが、これは皆さんご存じのように経済の語源は経世済民であります。世の中を治め民、人を救うということでもあります。これが経済の語源でありますから、きょうまで行政としてのいろんな振興対策は全くとっておられないわけではない、とっておられます。しかし、きょうまで行政は従来型でありました。いわゆる中央、国からそして都道府県、京都府へ、そして市町村へと流れの中で、いわゆるお上の発表した施策に追随しておればまあ間違いのないというような流れの中から、自立的な政策を形成し、またそれを実行するといったことは非常に苦手だといえますか要領を得ない分野でありました。

国から流れてくる施策をひたすら実行しておれば大きな間違いはないというふうな流れがありましたが、今地方分権の時代になりました。きょうまでのように、施策的にもそうですし、財源的にも大きく分けてでございますが自主財源が30%、あとは交付税と起債というふうな、大まかなわけ方がありますが3割自治体と呼ばれるようなのがきょうまでの現状でありまして、政策的にも財源的にもいわゆる国を当てにした国頼みでありましたが、今、人・物・金の経済のメカニズムが大きく変化してきました。行政が地域経済に対策を講じなければ、今先へ行かないというような現状になってまいりました。まさしく、町長がよくおっしゃいます持続可能なまちづくりは絵にかいたもちになる可能性が大であります。

京都府下でも最も所得の少ない町であるというふうなことを当町は言われていますが、こういうことに対しまして、やはりどのような手を打ちどんな効果を期待されているのかを質問いたします。

けさ、この与謝野町の地域雇用創造調査研究事業報告書のことで議題になっていました。私もこれを配布していただきましてからきょうまで随分読ませていただきまして、いよいよこれをとっていましたら、町長がちらちらと目を通したがよく見ていないというふうなことを先日の議場で発言されていましたが、私はちょっといささかショックを覚えたんですが、やはりこれを熟読していただければ非常に大きなヒントはこの中にたくさんあるというふうに思っております。大変立派な報告書であります。この中の一部分を、私がここはポイントだと思ったところを私なりに抜粋してみました。

新規企業の誘致による若者の定住促進が地域の活性化を促すといった図式を描くのではなく、地域のすぐれた資源や人材の条件を活用していくためにと。地域のすぐれた人材。リーダーであ

り発案者であり仕掛人であり組織能力のある人。またもう1点、時代の変化に対応できる人を見出し、これがリーダー、いわばすぐれた人材。それぞれが役割分担を行い地域の行政・企業・組織を動かすことが次代の実行者として若者を育成することになると。地方分権が急激に加速しており、少子高齢化といった社会構造問題や特に顕在化している地域において、行政は雇用関係を含む経済運営の責任を果たすことが重要な課題となっていると。この辺はポイントと思います。そして服部議員の質問にもありましたが、地域の雇用創造は産業振興、地域振興、まちづくり等と表裏一体のものであると。まさしく私はこの点はもう本当にそうだと思っています。そして、まず魅力ある就業空間の形成。

こういったことに対しまして非常にわかりやすく、だれが読んでもわかりやすい言葉で明記してあります。私は、やはりこの報告書はすばらしいなというふうに評価しています。そして町民の方々、この雇用創造に関しましてのいわゆる町民の方々の中から16名の有識者を選ばれまして、有識者の方々の調査をされています。有識者の方々がどのようなことを与謝野町の将来について考えておられるかということも。

まず代表的なことから言いますと人口減をなくす、人口を減らしたくないと。人口が定住する町にしたいが現状では難しい。与謝野町の基幹産業である織物産業の不振は長期にわたっており、衰退していくことは否めない。町内の高校生の9割は地元に戻ってこず、他地域で就職・就学する現状を開いていく必要がある。若者が定住するような町にする手段として、事業が成功することだと考えられる。織物業が盛況だったころには後継者に困らなかったと。このようなことを、これは町内のいわゆる有識者と呼ばれる方々が発表をされています。

きょうまで、私も旧野田川町時代からこの問題につきましては何度も質問をしました。これはどうしてもきょうまで旧野田川町ではまちづくりや産業振興の話題の中心はけさほども町長もおっしゃっていましたような、プラントという名前が当時株式会社みったでありましたが、あれが出てからもう丸7年、8年目になりました。いや応にこのプラント4野田川店の出店の話がどうしても中心的になりました。当時商工業者、地権者、婦人会の一部の方々からの請願書などが出まして、それを受けまして町議会が大きく二分したことがありました。

また、野田川町議会の平成17年度12月の最終議会の最終日の最終議案は、きょう話題になっていました町道認定でありました。亀山中地線であります。提案理由は、大型店に出店に伴いその大型店プラントが町道を寄附するという非常にありがたいというこんな話でありました。当然、いわゆる石川住民の要望もあるということでありましたが、これが最終議会でありました。傍聴席は地権者の方々を中心に満席であったことも今思えば懐かしい光景であります。

私は終始、大型店の出店は地域経済にとって決してプラスとなる要因が少ない、むしろ地域内のお金の還流が激減することにより、流通業者のみならず生産業者にまでその弊害が予想されるという意見を議会でも発言してまいりました。反面、太田町長は当時パート・アルバイトであろうと約300人の雇用があるからそれなりに期待をしているというような発言もされ、プラントの出店に期待を寄せられていたような感じを私は受けていました。そういったようなことも思い出しますと、今回のこの報告書の方向性とは、やはりいささが違っていたのではないかというふうに私は理解をしています。

けさほどの廣野議員の中でプラントの話が出てきましたので、私も思い出しながら確かにそう

であったなというふうなことで覚えています。株式会社プラントはことしの8月3日の取締役会におきまして、今月20日をもってプラント5の刈羽店を閉店することを決議し、同日それを公表しています。プラント5刈羽店は非常に期待されまして、皆さんもご存じのように新潟県の刈羽原発のあるところでございますができたものでございます。平成16年の11月に開店したまだ3年に満たないプラント5という大型店でございますが、今月の20日あと2日ほどでもう閉店するということですね、閉店をいたします。これは中越沖地震の被害のためだけではなく、やはり将来の収益が見込めないと判断をされたようであります。ちなみに刈羽店は現在、現在というのは8月の3日現在、正社員28名、パート166名の体制のようであります。

私は1年前、ちょうど昨年の9月議会でいわゆる開発地の農振地の解除の申請を取り下げられる時期ではないかと町長に質問いたしました。私以外の議員からもそのたぐいの発言があったことを町長も覚えていらっしゃると思いますが、あれから1年たちました。3月議会で同類の質問をいたしました。検討中ということで、長い検討だなというふうに思っていました。町長もけさほど発言されましたように、まちづくり三法いわゆる改正都市計画法、中心市街地活性化法、大店立地法の三法のうち、都市計画法と中心市街地活性化法の改正が行われました。これによりまして、町長もおっしゃいましたように床面積1万平米以上を超える施設は原則的に出店できなくなりました。出店をするならば、当然計画変更を余儀なくされます。プラント4のままでの開発計画は実質不可能になったわけでありまして。

町長は、以前から経済は市場原理であるというような発言を過去されておりました。そして町内へ出店するかしないかは企業の判断であり、法的にクリアすれば仕方がないという発言もされました。しかし、まちづくり三法の都市計画法、中心市街地活性化法の権限者は市町村であります。大店立地法の権限者は都道府県もしくは政令指定都市であります。

私は1年前に、もう時期ではないですかと言いました。それは確かにこれが施行されるのは本年11月からであります。これは決定したのは2006年のたしか5月だったと思います。したがって私が去年1年前に質問した時点で、もうこういことはわかっていたわけです。となれば、あの時点で質問してから1年。きょうの答弁で、これからやっとな公文書で、時限を切ったものでプラント4側に答えを求めようというふうなことをおっしゃっていますが、この1年が失われた1年であります。非常にもったいない1年であったというふうに思っています。

町でもまだ企業の論理であると。判断は企業というふうにおっしゃっていますが、本当に与謝野町のまちづくりを考え土地利用を考えるならば、やはり町としての意見があっても当然私は町を預かる町長の立場としてもしかりだと。企業任せでは、私はどうもきょうまで7年間ずっとそうでありましたが納得のいかない部分であります。きょうまでそうやって7年間も8年間も、今ほど申しましたように、プラントの出店に明け暮れている間にも里山の荒廃、河川・海の汚染、耕作、多くの田畑の増大など、いわゆる自然環境の維持もままならず、織物業の衰退は言うに及ばず。

商業は、年間販売額が平成3年を100とするならば47、半減ですね。農林業は家族経営の中で500万円以上の販売金額を計上されているのは7.2%にすぎず、約8割が200万円以下であると。販売額なしの家族経営、販売していない家族経営は23.5%。自営農業に従事した就業人口は50歳以上が89%であって、若年の担い手が少なく維持が危ぶまれている状態で

すと。これはこの報告書に書いてあるとおりを言っているわけです。

私は、町長が産業振興の必要性をもっともっと理解されまして、強いリーダーシップのもと全職員にそれを訴えていただきたいものであります。

中小企業庁の市町村における産業振興の必要性に明記してあります一部ご披露させていただきます。

地域の産業振興に意を用いない基礎自治体は、今後の少子高齢化、地方分権、自己責任要請の流れの中で財政破綻や行政のサービス低下を余儀なくされるおそれがある。これからは、基礎自治体みずからが先行地域の経験に学びつつ、独自の戦略による産業振興策に着手し、真剣に取り組んでいくことが必要であるこのようにうたっています。したがって産業振興、地域経済の活性化は何も業者や庶民や町民のためではなしに、本当にこの町を経営していこうと思うならばここに着眼をしなければ何もできないということでもあります。雇用の創造、将来展望、潤いのある経済、次代へつなげる地域振興を思いますと、今まさに、まだ遅くはないです。町長としての手腕を発揮してください。

1人1人の人生は有限ですが地域は無限です。経済のグローバル化と少子高齢化を焦点としますローカルの充実という一見いわゆる相反する課題を受けて、努力を必死に重ねていかなければならないと思っています。そして1つの政策や1回や2回の試みで活路が見出されることはありません。失敗を恐れず試行錯誤を繰り返しながら、愛する郷土に子供たちの歓声が響き合ういわゆる持続可能なまちづくりに向けて一緒に汗をかきたいものであります。今後ますます自治体間格差が生じてきます。夕張のように財政破綻をする自治体も出てくるかもしれません。九州の赤池町のように立ち直ってくる町もあります。

以上のことから、町長として元気な与謝野町をつくるためにどのような手を打ちどんな効果を期待されているのか、まず町長の政治的施策をお尋ねをいたします。1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 赤松議員さんのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、与謝野町を取り巻く地域経済は本当に厳しい状況にあります。大都市圏では景気回復が加速するというふうに言われておりますが、平成13年度の不況以来、人員削減や賃金ダウン等による経費の削減や事業の絞り込みによって、企業は利益を生みやすい体質に転換されたということが要因とされており、多くの働く人たちの犠牲の上に成り立った景気回復だと言われております。このような一部景気回復は大都市圏のみで、まだまだ地方にはその恩恵はなく、ますます苦しくなっているのが現状だというふうに思っております。

過去、我が国は製造業を中心として経済発展を遂げてまいりました。しかし大幅な産業構造の変遷があり、高い技術を誇った技術も安い賃金のアジア諸国へと流出していき、地場産業の丹後ちりめんもこの影響をまともに受けて衰退の一途をたどっているのが現状でして、年々事業数数は減少し将来の存続さえも危ぶまれているような状況でございます。

また若い人で、ふるさとに帰りたくても自分がやりたい仕事がないため都会にとどまらざるを得ず、田舎では年老いた老夫婦が細々と暮らしている現実が多く見受けられます。

少し前の新聞で統計資料が公表され、与謝野町の住民所得は京都府下でも最下位で、丹後ちり

めんの最盛期であったころに比べると全く火の消えてしまったような寂しさでございます。

国においても、過去から景気の先行きが危ぶまれていると公共事業の推進やあるいは金融政策、規制緩和などを行い持ちこたえてきた時代もございましたが、結果的に国も地方も多額の借金を負い込むことになり背負い込むことになりました。こうした中で三位一体の改革が断行され、結果地方は疲弊し大都市と地方に大きな格差が生じてまいりました。

本年7月に参議院選挙が執行されまして、自民党が歴史的な大敗を帰しました。いろんな条件があったものと考えますが、その1つの原因として地方の怒りがあったと言われております。政府部内においても地域間格差の是正は大切なことであることを認識し、総務大臣が地域間格差解消担当相も兼ねることになりました。このような是正策がとられて、今後どのような是正策がとられていくのが注目いたしておるところでございます。

さて、それでは与謝野町として地域経済の振興策をどのように進めていくのか問題でございますが、正直申し上げまして決め手となるものはございません。しかし、頑張る地域の皆様を少しでも応援していこうと、先ほど来出ております厚生労働省の採択を受けて地域雇用創造調査研究事業に取り組み、地域の景況や事業所等の状況を把握し、今後の雇用創出を図るにはどのような方法や事業が考えられるのか、また行政はどのような支援を行うことができるのかなど、今後の政策立案を行うための基礎調査を実施いたしました。今年度は、調査内容をさらに分析して新たな国の援助が受けられますよう実現可能なものを取り組みを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、ものづくりの大切さを忘れてはいけないというふうに考えておりました、この調査事業の趣旨にもあります今後の与謝野町における雇用創造を図るためには、内外の知識・技術あるいは人材を確保し、織物業で培った技術を生かした商品開発や販路の拡大、観光化、新規創業、NPOを含めた新規事業を興していくことや、町域にある既存産業との連携を促進し新たなビジネス創造を図ることが、地域経済の善環境を生み持続的な地域経済の成長、定住化の促進につながり雇用を創造していくものというふうに考えるということで、この提言もでございます。

そうした中で、町としても今までもやってまいりましたけれども新商品・新製品開発事業に対する補助制度、与謝野町の優良製品の認定制度などにも取り組んでいるところでございますし、さらに今年度からは販路拡大のための販路開発支援事業として、展示即売会への参加についても補助制度を創設いたしているところでございます。

このように、町としましても実行可能なものについては積極的に実施しているものでございますが、決定打になり得ていないというのが現状でございます。私は、地域の経済が疲弊したときこそ地方の自治体の基本に返ることだというふうに考えております。基本はいろいろな考え方があるかというふうに思いますが、私はそこに住む人間が自分たちの町に対してどのような方向性を望んでいるかを知り、その実現に向けて一体となって努力し協働の中から地域の力を高めていくことだというふうに思っております。

現在、町の将来の方向性を定める総合計画を策定中でございますが、まず住民の皆様が何を望んでおられるのかを調査するための、最初に住民アンケート調査から実施いたしました。けさから出ておりますように、災害・防災対策あるいは高齢者・障害者・福祉支援、雇用の確保などを求める意見が最も多くあられました。この3つの柱としてできることから具体的な施策を立案

し、着実に実行していくことが地域経済の振興にもつながっていくものと考えております。

私の基本的な理念は、何度も申し上げますがハードよりソフトでございます。安心・安全としての対策あるいは河川の整備等が必要でございますので、それらも推進していきたいというふうに考えておりますし、高齢者・障害者支援等、福祉の充実を図ることにより新しい福祉産業が誕生する可能性もございます。雇用の確保と産業の振興は直接的な産業施策、例えばふるさと創生1億円時代のような観光や博物館的な箱物整備や、第三セクターの設立等は避けるべきだというふうに考えておりますし、直接的な施策は民間にゆだね、行政としてはその支援策の充実を図っていくことが必要だというふうに考えております。

赤松議員のご指摘の地域経済の振興策につきましては、過疎化と高齢化に悩む全国ほとんどの市町村が求めているところでございますが、すぐ効く特效薬はございません。しかし、ハローワーク峰山が公表しました7月の有効求人倍率が0.94まで上昇してきているという現実もございます。多くの皆さんの努力が着実に効果を上げてきているのではないかとこのように思いますし、地域経済の振興策の決め手はございませんが、あきらめずに取り組んでいる決意を申し上げますというふうに思います。

先ほど来、プラントの問題等も赤松議員さんのご指摘がございました。確かに、長い年月の中で紆余曲折して今に至っております。しかし、そのときそのときにやはり多くの方の意見を聞いたり、あるいはその企業の思い、また行政の思いをお互いに議論の中でぶつけ合って現在に至っているというふうに考えております。

プラントが来たから、あの当時はプラントがやってくるともう全部町の商店はつぶれてしまうというふうなことがございましたけれども、現実としましてはプラントが来ていない現在でもやはりそうした影響を受けて、全体の経済の影響の中でやはりなくなっていった店もございます。そうした中で、先ほど来出ておりましたこの雇用創造調査の研究内容につきまして、やはりもう少し私自身も先ほど来不勉強なところがあるというふうに申し上げましたけれども、もう少しやはりこの中身についておっしゃるとおり本当にすばらしいいろんな意見を出していただいております。

しかし、大きくは今までとってきた施策について私自身は大きな隔たりがあるというふうには考えておりません。一番初めにも申し上げましたように、やはり今ある産業をいかに元気を出していただけるか、またそれらがお互いにリンクしてきょうありましたように、クラスター制作というような中で、やはり一緒に集合体をつくってやっていくというようなそういう考え方については、これは非常に今後の産業振興の上では大事なことだというふうに思います。非常に小さな動きではございますけれども、やはりそうした芽吹きは私は出ているというふうに思いますし、それらのことも踏まえて産業振興計画をやはり早急に立てていく必要があるかというふうに考えております。

プラントの問題は1企業の問題としてではなしに、町としてもう少し主体性を持った判断が必要であったのではないかとこのことでもございますけれども、いろいろな考えの中で私自身はやはり企業として判断をしなければならないこと、行政として判断をしなければならないこと、そういった法律が変わってきた中で企業としてはどうするのかというふうなことも含めて、やはり今日まで来たということですのでけれども、やはりもうこの時点になれば、一定の方向性というものを

企業が判断されるべき時期に来ているというふうに思いますし、このことにかかわって地域の住民もいろいろと影響が出てまいりますので、それらについてのきちっとした対応をしていただくように、するようにというそういう指導も口頭ではございますけれどもしておりますので、このことについては今後企業がどういう判断をされるかを待つということになるかというふうに思います。ただし、それらについても期限を切った中での回答をいただくような方向で考えていきたいというふうに思います。

いろいろと雑駁な答弁になりましたけれども、またご質問の中で答えていきたいというふうに存じます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは、町長にどのような打つ手があるのかと聞いて私が何も意見を言わないというのはおかしいので、私の思っている意見を言わせていただきます。

町長は決め手となるものはございませんと冒頭ありましたが、私はそこが一番の問題であるというふうに。怒らないでくださいよ、僕は何も町長を責めるつもりはないですから。基本的には、やはり町長が、首長みずからが産業振興というものに対して、この与謝野町を経営する経営者としてまして実際どれだけのその必要性、また今後の方向性に対して強い意識があるかないかというところがまず第1点、一番大きな問題であります。

これは現実に成功した例であります、例ですからこれがすべてとは言いませんよ。この首長みずからが産業振興の実行に際して強いリーダーシップを、これがもう第一、これは僕が思っていますよ。例えば、相模原市の小川市長は産業振興を公約のトップに掲げて当選されました。これは平成9年ですけれども。ほかの対抗の方々福祉・教育の充実をうたう中で、産業の振興なくして福祉・教育などパイが膨らむ部分を支えきれなくなると。今から種をまいておかないと町はないですよということを訴えられて当選されました。平成9年だから10年前にその市長さんが手を打ったことが、今見事に皆種が実っています。

そういう基本的には、これからの地域経営はやはり行政がある意味で行政としての方向性を持っていないと。打つ手がないというような思案や、例えばこれもまだ読んでいないと。クラスターのことわからないようなことでは基本的に困るわけです。まず熱意がないということなんです。これが1点。

それから、それによりまして町長の強いリーダーシップのもとで、やはり僕は職員にですね、産業振興の必要性を訴えられて、そして独自戦略やビジョンを明確にするようにまず職員に徹底的に訴えられると。これをまず2点目。

3点目。やはり私はいわゆる産業振興や地域活性化に成功した町には必ずキーパーソンがおります。やはりキーパーソンを発掘して育成して、その精力的なキーパーソンの活動を全面的にバックアップすると。キーパーソン、私の思っているキーパーソンとはですね、やはりこの職員でも一般の方でもいいんですけど、基本的には行政の職員の中にいわゆる地域企業や京都府と関係機関との綿密な連絡をとりながら、ネットワークを持ったいわゆる余人にはかえがたいと思われるような活動を展開されて、そういうことをやられる。いわゆる与謝野町では天下御免のスーパー職員、こういった方を育成をされなければならないと。これが、徳島県の上勝町でもいろんな真島もありますがそういったキーパーソンがいます。やはりこのキーパーソンを発掘して育

成する。それを町として全面的に活動をバックアップする。そしてその職員をいわゆる中心に新しいものをつくっていくと。

それから自治体内部と関係部署の強化。横断的に産業振興に向けて、やはり商工観光だけではできない部分あります。土地の利用法、農業もあります、建設もあります。全部それを横断的に、財政もあります、横断的に全域を強化するといういわゆるそういったまず庁舎内にきちとしたものを打ち出されるということが必要だと思います。

それからまた、やはりこれは今後成功するよとか今頑張っているよという個別企業、これをどんどん応援すると。きょうまで行政が考えた公平の原則の名のもとにできませんでした。しかし、やはり伸びる企業を伸ばすと。もっと応援しろという姿勢がないと、特定の企業だから応援できませんとこれはもう過去の遺物です。これはもう厚労省も中小企業庁もこう言っています。やはり伸びる企業、地域を引っ張る企業、ここには全面的支援するとかいう体制ですね。

それから最後に、やはり産業振興に対する財政措置と財源の確保に力を入れると。こういったことは行政としてできる範囲です。だから打つ手はあります幾らでも。ただ打たなければいつまでたっても花は咲きませんので、まず町長みずからが十分になぜ今産業振興がという言葉はこの議員が、これだけ多くの議員がしゃべっているのかということをも十分認識いただいて、こういった方も十分熟読されまして必要性を町長自身がまず感じ取ってほしいと。その上で職員にそのことを訴えてほしいと。そこから私はスタートするというふうに。

これは業者内のことであります。ちょっと時間がございませんので民間の方の話はできませんけれども、まず基本的にはそこから町長が、この行政運営をするためにはこれからやはり産業振興は大切なんだということをも、というよりもここを1つのポイントだと思われる、意識されることから私は始まると思っていますので、ひとつよろしくご答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 赤松議員のご質問にお答えいたします。

いろいろと提案をしていただきました。まずそうした気概なり強い意識を町長が持つべきだというふうにおっしゃっていただきました。まさにそのとおりだというふうには思います。

先ほど市長の話が出ましたね、その方にも直接お話ししたこともございます。そのときに、あの方はやはりそうした企業の出身で経営コンサルタントなんかもするような方でございましたし、またあその町はどちらかという土壌としてそうしたものが工業団地的なもの、あるいはその企業等が集積してくるようなそういう場所でもございました。ですから土地がやはり違うわけで、田んぼに適した土地もあれば畑に適した土地もありますのでそうした土地の違いがありますし、幸いなことに確かに今織物業大変ですけれども、農業にしましても織物業にしましても非常にそのものについては適地であったから、そういうものが発展してきた産業があるわけでございますので、やはりそうしたものを午前中も言いましたけれども、今までは丹後ちりめんはもうナンバーワンだったわけですからけれどもそうでなくなっている中で、それらのことを生かした農業にしましても織物業にしましてもそうしたものを生かした、土地に合ったそうした産業振興というものをやはり考えていく必要があるのではないかなというふうにも思っております。

確かに新しい企業、新しい産業を創出していくという気概というものは大事ですけれども、

それらを生かした新しい産業を、あるいは新しい雇用の生まれる場所を積み重ねていくということに努力をしていきたいというふうに思います。

ご指摘のとおり、それは真摯に受けとめたいと思います。赤松議員さんもおっしゃっていますように、知恵、行動そして勇気でしたかという言葉を書いております。確かに皆さんのいろんな知恵がここに集まっているわけですので、それを今度は行動に移していく、またそれらについて皆さんと協働して頑張っていくというふうに私自身も考えておりますので、またいろいろな立場でご助言なり、ご指摘なりがいただけたらというふうに思います。

以上で答弁を終わります。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） もう時間がないので、ちょっと民間の部分には入れませんが、行政の長である町長にお願いといえますか質問といえますか意見といえますか。

私きょうも先ほど言いましたように、もうプラントのことは言いませんけれども、例えばその去年1年前の時点でもう既に都市計画法の改正でもね、わかっていたわけなんですよ。施行はことしの11月であって。だからなぜ、いつも不思議に思うんですけどスピードが遅いんです。だからこれが出ましたのもきょう谷口議員がおっしゃっていましたが、去年の12月にこれは発行されたわけですね。少なくとも1月には私の手に入っているわけですよ。ではその間、これから立ち上げます、我々が質問したらこれから立ち上げます。だからですね、遅いんですスピードが。もっともっと正規区間に取り組んでいただきたいと。これはお願いですわ。

例えば都市計画の問題でもね、旧岩滝町は都市計画区域に入っている、加悦谷は入っていない。これも、これからのまちづくりを考える上では大きな大きな1つの決め手になるんです。だからそういったことが全くですね、大事なことをわかっておられてもそこについてまだ手がつけられていない。だからCATVの問題でも、何とかしなければならぬけれどもこれも方向性がまだ見出せない。

もう既に町長になられてから1年半たったわけですよ、残り2年半です。やっぱりそういったもののスピードが遅いと思うんです、この判断を兼ねた。確かに紆余曲折、紆余曲折大切ですよ。やっぱり1つはスピードが遅いんだけど、町民にとってはなかなか町民自身も独自に動こうということが判断できない部分もあるんです。ぜひともですね、よくよく思案されるのもいいですけど、やはりある意味で勇気ある決断とか判断とかに対しましてはそのときの何とかどういいうんですか、今だというときがあるわけですから、ぜひとも私はこのスピード感をもう少し行政運営に持っていただきたい。これはもう注文になりますけれども、それが1つはそういったものが、もう少し町民の中にもまちづくりの方向性が1つ見出してもらえる。1つでも明かりが欲しいという中でですね、何の明かりも今ないわけですね。何もと言えば失礼ですけど非常に暗い中でありますので、ぜひともそういった町民に夢や希望を与えていただくのが町長の仕事ですから、ぜひともそれはお願いを、スピードアップをお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 確かに、スピードアップということをおっしゃっていますそのことも大事だと思いますし、しかし目に見えていない中で決して何も動いていないわけではなしに、1つ1つ積み

重ねるような形で農業の振興についても森林のことについてもまた産業のこと、織物業についてもやっぱりいろいろと町も手だてをつくってやっております。先ほど来出ておりましたような計画は、やはりきちっと財源確保もできるような形での計画づくりでないとなかなか難しいので、今おっしゃったことも肝に銘じた中で今後については進めていきたいと思っております。

町民の方が夢を持てるような政治をとということでございますけれども、夢が持てないと言われてたらそうかなと思うんですが、それぞれの地域においてそれぞれの人たちがいろいろと知恵を出しながら、きょうの有吉議員さんの話ではないですけど、やはり地元で自分たちの手で何とかしていこうというそういう動きもやはり出ておりますので、福祉についてもそうだと思います。やはりそうしたものの思いや気持ちも大事にした上で、できるだけ望みどおりそれは笑顔輝く、しょぼんとしていない笑顔輝くまちにしていきたいと頑張ったいと思います。

議長（糸井満雄） これで、赤松孝一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月19日午前9時30分から一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。

ご苦労さんでした。

なお、議会運営委員会を25分から開催をいたしますので、委員の皆さんはそのままお残りいただきまして、議会運営委員会にご参集ください。

大変ご苦労さんでした。

（散会 午後4時10分）